

令和 6 年

富岡町議会会議録

第 3 回 定例会

6 月 19 日開会～ 6 月 20 日閉会

富岡町議会

令和6年第3回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 6月19日（水曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	4
開 会 （午前 9時00分）	5
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸報告	6
○議案の一括上程	10
○提案理由の説明及び一般町政報告	10
○一般質問	13
安 藤 正 純 君	13
高 野 匠 美 君	25
辺 見 珠 美 君	36
平 山 勉 君	41
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	49
○散会の宣告	53
散 会 （午後 2時00分）	53

第2日 6月20日（木曜日）

○議事日程	57
○本日の会議に付した事件	57
○出席議員	57
○欠席議員	58

○説明のため出席した者	5 8
○事務局職員出席者	5 8
開 議 (午前 9時00分)	6 0
○開議の宣告	6 0
○議事日程の報告	6 0
○会議録署名議員の指名	6 0
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	6 0
○委員会報告	8 1
○動議の提出	8 4
○閉会の宣告	8 4
閉 会 (午前11時30分)	8 4

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和6年第3回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

令和6年6月19日（水）午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会広報特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 報告第 4号 令和5年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
- 報告第 5号 令和5年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
- 議案第34号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第35号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第36号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第37号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第38号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第39号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第40号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第41号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第42号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第43号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第44号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第45号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 工事請負契約について
- 議案第47号 令和6年度富岡町一般会計補正予算（第1号）

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第 4 号 令和5年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

報告第 5 号 令和5年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

議案第34号 専決処分の報告及びその承認について

議案第35号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第36号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第37号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第38号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第39号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第40号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第41号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第42号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第43号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第44号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第45号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第46号 工事請負契約について

議案第47号 令和6年度富岡町一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

1、監査委員報告

2、議会運営委員会報告

3、議会広報特別委員会報告

4、原子力発電所等に関する特別委員会報告

5、総務文教常任委員会報告

6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

報告第 4 号 令和5年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

報告第 5 号 令和5年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

議案第34号 専決処分の報告及びその承認について

議案第 35 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 36 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 37 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 38 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 39 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 40 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 41 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 42 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 43 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 44 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 45 号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 46 号 工事請負契約について
議案第 47 号 令和 6 年度富岡町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第 6 一般質問

日程第 7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第 4 号 令和 5 年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

報告第 5 号 令和 5 年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

議案第 34 号 専決処分の報告及びその承認について

○出席議員（10 名）

1 番	安 藤 正 純 君	2 番	辺 見 珠 美 君
3 番	平 山 勉 君	4 番	佐 藤 啓 憲 君
5 番	渡 辺 正 道 君	6 番	高 野 匠 美 君
7 番	宇佐神 幸 一 君	8 番	高 橋 実 君
9 番	渡 辺 三 男 君	10 番	堀 本 典 明 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町	長	山 本 育 男 君
副 町	長	宮 川 大 志 君
副 町	長	竹 原 信 也 君

教 育 長	岩 崎 秀 一 君
会 計 管 理 者	齊 藤 一 宏 君
総 務 課 長	志 賀 智 秀 君
企 画 課 長	杉 本 良 君
税 務 課 長	大 舘 衆 司 君
住 民 課 長	篠 田 明 拓 君
福 祉 課 長	飯 塚 裕 之 君
健康づくり課長	黒 澤 真 也 君
生活環境課長	猪 狩 力 君
産業振興課長	原 田 徳 仁 君
都市整備課長	大 森 研 一 君
教育総務課長	松 本 真 樹 君
生涯学習課長	坂 本 隆 広 君
郡 山 支 所 長	佐 藤 邦 春 君
いわき支所長	猪 狩 直 恵 君
総務課課長補佐 兼 管 財 係 長	新 田 善 之 君
代表監査委員	坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	遠 藤 博 生
議 会 事 務 局 幹 事 副 庶 務 係 長	杉 本 亜 季
議 会 事 務 局 主 事	高 橋 優 斗

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（堀本典明君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長（堀本典明君） 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（堀本典明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（堀本典明君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る6月14日の議会運営委員会において審議をしていただき、その結果、会期は本日から20日までの2日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、令和6年第2回双葉地方広域市町村組合議会定例会について、文書をもって報告しておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

また、陳情書4件を受理し、この写しを委員会報告書の84ページから92ページに添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（堀本典明君） 次に、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

3番 平 山 勉 君

4番 佐 藤 啓 憲 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（堀本典明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から20日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から20日までの2日間と決定いたしました。

○諸報告

○議長（堀本典明君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。それでは、代表監査委員より例月出納検査の報告をいたします。

6 監第5号、令和6年6月19日、富岡町長、山本育男様、富岡町議会議長、堀本典明様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、佐藤啓憲。

例月出納検査報告書。例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記。1、検査の対象。（1）令和6年2月、3月、4月（令和5年度4月分・令和6年度4月分）。

（2）一般会計及び特別会計。（3）歳入歳出外現金。

2、検査の時期。令和6年3月19日・4月19日・5月20日。

3、検査の結果。（1）収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。（2）違法または不適切と認めて指示した事項、なし。（3）検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

以下、別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6 番、高野匠美君。

〔議会運営委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（高野匠美君） おはようございます。報告第17号、令和6年6月19日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会運営委員会委員長、高野匠美。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、（1）議案審議について、（2）6月定例会の会期及び日程について、（3）

その他、①一般質問について、②陳情について、③その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和6年6月14日午前8時45分、場所、富岡町役場第1委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1)議案審議について。6月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告2件、専決処分の報告及び承認1件、人事10件、条例の一部改正1件、工事請負1件、補正予算1件、合計16件。(2)6月定例会の会期及び日程について。6月定例会の会期日程については、会期を6月19日から20日までの2日間とすることに決し、議長に答申した。(3)その他。①一般質問について、一般質問の通告4名について、議会事務局長より説明を受けた。②陳情について、提出のあった陳情4件について、議会事務局長より説明を受けた。③その他。

以上です。

○議長(堀本典明君) ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

4番、佐藤啓憲君。

〔議会広報特別委員会委員長(佐藤啓憲君)登壇〕

○議会広報特別委員会委員長(佐藤啓憲君) おはようございます。報告第18号、令和6年6月19日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会広報特別委員会委員長、佐藤啓憲。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第218号の編集について、(2)その他。第4回、(1)とみおか議会だより第218号の最終校正について、(2)その他。

2、審査の経過。審査の経過につきましては、第1回から第4回まで報告書をお読み取りいただきたいと思います。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第218号の編集について。とみおか議会だより第218号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。表紙は、夜の森桜まつりの写真とすることに決した。巻末「ちょっとひとこと」は、従来インタビュー形式ではなく、町立小中学校の卒業式・にこにここども園の卒園式及び入学式・入園式の写真を掲載することに決した。とみおか議会だより第218号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。第4

回、(1) とみおか議会だより第218号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。

以上です。

○議長（堀本典明君）　ただいま議会広報特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

8 番、高橋実君。

○8 番（高橋 実君）　4 ページの審査の結果の欄で、表紙は夜の森桜まつりの写真、それと下段の町立小中学校の卒業式、にこにここども園の卒園式関係のこの写真の取扱い、どんなふうを考えてこういう文章になったのかお示してください。

○議長（堀本典明君）　4 番、佐藤啓憲君。

○議会広報特別委員会委員長（佐藤啓憲君）　今ほどの8 番議員の質問にお答えします。

審査の結果ございましたけれども、この中で小中学校の卒業式、にこにここども園の卒園式、そういったもので子供たちの写真等も載りますので、そういった場合にしっかりと親御さん、あと学校とも調整しながら、掲載していいかどうか、そういったところも確認した上で掲載することとしております。

以上でございます。

○議長（堀本典明君）　8 番、高橋実君。

○8 番（高橋 実君）　大事なところなもので質問させていただきます。

委員長報告なので委員長答弁でいいのですけれども、一番大事なところだと私は思いますので、教育長、どういうふうになっていきますか、この案件に関して。問題点も幾つかありましたよね。それを精査した状態で広報特別委員会からこの話行って、こういう文章になっていると思うのですけれども、どういう返答を下したのかお知らせください。

○議長（堀本典明君）　教育長。

○教育長（岩崎秀一君）　ただいまの質問についてお答えいたします。

富岡町の町立のこども園、それから小中学校におきましては、まず年度の初めに文書をもって保護者に子供たちの元気な様子を伝えたい。そして、町を元気にしたいので、ホームページに写真を載せる場合があります。または、町の広報紙、それから議会だよりにつきましても子供の元気な姿を皆さんにお示しして、町を元気にしていきたいという申出がありましたので、まず学校は4月の第1回目のときに保護者に文書として同意書を取っております。こういう場合に子供の写真を載せます。承諾いただけますかと。中には承諾いただけないという場合には、必ず子供のところに赤いリボン等をつけるのです。そういう子供の写真は載せないということになっておりますので、そういうふうにルールを決めて、保護者の同意の下に今回写真の掲載をしているということになっております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） 万が一リボンがついた子供の写真なんかに掲載になって問題が起きたときは、会議録にも教育長の言葉残っていますので、きっちりチェックして、問題が起きないように管理をしてください。徹底的にお願いしておきます。町長にもお願いしておきます。

終わります。

○議長（堀本典明君） そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきまして、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 皆さん、おはようございます。報告第19号、令和6年6月19日、富岡町議会議長、堀本典明様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和6年2月・3月・4月分）について、2、（1）東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、（2）その他、3、その他。

2、審査の経過。審査の経過については、お読み取りください。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和6年2月・3月・4月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、生活環境課より説明を受けた。2、（1）東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況等について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。委員からは、処理水の放出に伴う海上サンプリングの場所の選定や測定結果の周知方法、廃炉までの詳細な計画、廃炉に従事する元請企業等職員の賃金や職場環境を東京電力が把握できているかなどの質疑が出された。（2）その他。3、その他。

終わります。

○議長（堀本典明君）　ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君）　異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し、1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務文教常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君）　質疑なしと認めます。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君）　質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○議案の一括上程

○議長（堀本典明君）　次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（堀本典明君）　次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。新緑の季節も過ぎ、季節は初夏の訪れを感じさせる気候となりました。令和6年第3回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提出いたしました議案等についてご説明申し上げます。

まず、消防団活動に関し、令和6年4月21日、富岡町総合運動場において富岡町消防団春期検閲式が挙行されました。当日は69名の消防団員が出動し、通常点検や分列行進などを行い、団員相互の団結と防火、防犯に向けて士気を高めました。検閲終了後には、第6分団2班に対し、新たに導入する小型動力ポンプ積載車両の貸与式を行いました。今後は、同車両を活用し、地域に根差したさらなる防火、防犯活動に期待するものです。

5月3日から6日にかけては、国内外のジュニアバドミントンのトップ選手が集い、国際交流大会、富岡世界プロジェクトが富岡町総合体育館をメイン会場に開催され、約200名の選手により熱戦が繰り広げられました。また、来月から開催されるパリオリンピックのバドミントン競技においては、旧富岡第一中学校に在籍していた5名の選手が出場することから、7月3日にはこれら5名の選手を町内にお迎えし、壮行会を開催する運びとなりました。町としても大変名誉で誇らしいことでありますので、全町民を挙げて声援を送りたいと考えております。

5月25日には、富岡幼小中学校の運動会が盛大に開催されました。当日は好天にも恵まれ、100名を超える子供たちが日頃の練習の成果を十分に発揮し、元気いっぱい各種競技に臨んでいました。保護者の方々をはじめ、富岡町女性会など地域の方々にもお越しいただき、子供たちと一緒に競技にも参加されるなど、子供も大人も一つになってにぎわいが感じられる運動会となりました。地域コミュニティの拠点となる学校運営の成果が徐々に現れてきているものと考えており、今後とも世代を超えた交流並びに多様な学びの創出に取り組んでまいります。

6月2日には、例年行事である町内花いっぱい運動及びクリーンアップ作戦を行いました。一時台風の影響が懸念されましたが、予定どおり実施することができ、町内をたくさんの花で彩ることができましたこと、ご参加いただきました行政区、各種団体の皆様のご協力に心より感謝申し上げます。今後も環境美化に関する活動を通じて町民同士の親睦を図るとともに、絆の維持につなげてまいりたいと考えております。

次に、本年2月に国の認定を受けた富岡町特定帰還居住区域復興再生計画に係る取組については、当該区域内の除染や家屋解体などの準備を進めており、今後は所有者等の同意をいただいた上で夏頃を目標に除染及び解体作業に着手する予定となっております。また、来月初旬には本計画や今後の工程などを地域の皆様に説明するための第5回小良ヶ浜地区・深谷地区の再生に向けた取組に関する意

見交換会を県内3会場で開催することとしております。今後も帰還困難区域の再生なくして、ふるさと富岡の真の復興なしの信念の下、国、県及び関係機関との連携を密に、当該区域の復興、再生に全町一丸となって取り組んでまいります。今回特定帰還居住区域に設定することができなかった区域については、県や帰還困難区域を抱える近隣町村とも連携し、町村の実態に寄り添い、総力を挙げて対応していただくよう引き続き強く国に訴えてまいる所存ですので、議員各位のお力添えをお願いいたします。

昨年4月に避難指示解除が実現した夜の森地区の復興、再生や本町の悲願である町内全域の避難指示解除、そして町内全体の均衡ある発展など復興はいまだ道半ばであり、必要な財源の確保についてはこれまで国に対してあらゆる機会を捉えて第2期復興・創生期間以降における十分な財源や枠組みをしっかりと確保するよう強く訴えてきております。引き続き県や近隣市町村と一体となって、本町の実情や復興の進展に伴う新たなニーズ、必要となる復興需要などを国に対して丁寧に説明しながら、被災地の復興、再生に責任を果たすよう求めてまいります。

次に、本町のさらなる復興加速への羅針盤となる第3次富岡町災害復興計画については、5月23日の全員協議会においてご説明いたしました基本構想の骨子を踏まえ、具体的な政策、施策を検討するため、学識経験者、民間団体、町職員で構成する政策化会議を開催しております。今後全体会議と分科会において協議を重ね、パブリックコメントによる町民の皆様からのご意見を募集した上で、今年度末までの計画策定に向けて取り組んでまいります。

次に、昨年度から実施が始まった福島第一原子力発電所のALPS処理水の放出については、昨年度4回の処理水放出が行われたところですが、今年度に入ってから4月19日から5月7日までの17日間に1回目の放水、5月17日に2回目となる放水が開始され、6月4日に終了しました。周辺の海域においては、東京電力をはじめ国や県などによるモニタリング調査が継続的に行われておりますが、検出された値は国の基準を大きく下回っており、現段階で大きな問題は確認されておられません。今年度は計7回の放出計画となっておりますが、今後においても緊張感を持って放出が実施されるよう引き続き注視してまいります。

次に、リフレ富岡跡地の利活用について申し上げます。さきの全員協議会において、整備方針やライフサイクルコストに関するシミュレーション、配置計画や整備手法、整備スケジュール等についてご説明いたしましたが、今後は夜の森地区中核拠点基本計画に基づき、サウンディング調査を進め、基本計画に対する複数の事業者の意見を聴取しながら、建物の性能基準や運営基準、事業者の参加条件や提案内容の設定などを明記する、いわゆる整備仕様書となる夜の森地区中核拠点施設整備事業要求水準書を作成する予定です。

次に、富岡第二産業団地の進捗については、現在地権者への事業説明及び用地交渉を実施しております。今年度においては、農地転用に関する復興整備協議会に加え、各種同意の取得を進め、農地転用の完了後に用地取得を予定しております。また、これらと同時並行で実施設計及び物件補償調査業

務を発注する予定です。

次に、今定例会に提出いたしております議案等について申し上げます。今定例会には繰越明許費繰越しの報告案件2件、専決処分の報告及び承認案件1件、農業委員会委員の任命に係る人事案件10件、国民健康保険税条例の一部改正案件1件、工事請負等の契約案件1件、一般会計の補正予算案件1件の計16件の議案等を提出しております。詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、慎重審議の上、速やかな議決を賜りますようお願いを申し上げ、町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（堀本典明君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

○一般質問

○議長（堀本典明君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、1番、安藤正純君の登壇を許します。

1番、安藤正純君。

〔1番（安藤正純君）登壇〕

○1番（安藤正純君） ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に基づいて、大きく分けて2問質問させていただきます。

大きい1番、農業振興について。（1）、担い手への農地の集積、集約推進事業として、JAによる所有者と担い手の意向を踏まえた農地のマッチング作業、特定農作業受委託契約の締結代行業務を行っているが、令和7年で終了する。その後は、県の農地中間管理機構が引き継ぐのかを伺いたい。

（2）、町、県が行っている数多くの支援事業の中で、基盤整備事業が作業効率向上による営農規模拡大につながり、担い手不足には最も効果的と考えるが、進捗状況について伺いたい。

（3）、農業経営基盤強化促進法により地域計画を令和7年3月までに策定することとなっているが、町はおおむね10年後の農業をどのように描いているか伺いたい。

大きい2番、人口減少問題について。（1）、本年4月、民間組織、人口戦略会議が将来的に消滅の可能性があるとみなした市町村に県内では33市町村が該当した。東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を受けている本町は個別の算出はしていないが、持続可能な自治体を目指すための戦略をどのように考えているか伺いたい。

以上、大きく分けて2点よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 1番、安藤正純議員の一般質問にお答えいたします。

1、農業振興について。(1)、担い手への農地集積、集約推進事業として、JAによる所有者と担い手の意向を踏まえた農地のマッチング作業、特定農作業受委託契約の締結代行業務を行っているが、令和7年で終了する。その後は、県の農地中間管理機構が引き継ぐのかを伺いたいについてお答えいたします。令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法に基づき、全ての自治体において地域農業経営基盤強化促進計画、通称地域計画の作成が義務づけされるとともに、農地の集積、集約化の取組に農地中間管理機構が一役を買うこととされております。福島県においては、県内唯一の農地中間管理機構として平成26年度に公益財団法人福島県農業振興公社が指定され、主に中通り地方や会津地方の地区で活用されており、農地の出し手、受け手の調整が進められております。本町を含む被災自治体においては、避難指示区域の解除に続き、農産物の出荷制限解除が必要となるため、試験栽培などを進めることに注力し、後の農地集約につなげる取組としてJAが実施する地権者と担い手をつなぐマッチング作業及び特定農作業受委託契約の事務作業に対する補助を福島県営農再開支援事業を活用し実施しております。現在は、今年度末の地域計画の策定に向け座談会を開催しており、計画策定後においては農地中間管理機構を活用することが可能となります。しかし、農地中間管理機構を活用することは、農地の集約化が進み、営農が再開し、自立化が図られたと判断されることから、これまで活用してきた管理耕作や圃場の均平化などの福島県営農再開支援事業は活用できなくなることを意味しております。町といたしましては、長期避難に伴って未耕作となった農地を再び豊穡な収穫を得る肥沃な農地となり、営農再開へとつなげていくためには、支援を継続することが必要と考えておりますので、引き続き地域の皆様と共に農地中間管理機構への移行について協議を進めてまいります。

次に、(2)、町、県が行っている数多くの支援事業の中で、基盤整備事業が作業効率向上による営農規模拡大につながり、担い手不足には最も効果的と考えるが、進捗状況について伺いたいについてお答えいたします。農業基盤整備は従前の農地区画を整形するとともに、農道や農業用排水路などを整備することによって生産性の高い農地を築き上げ、経営規模の拡大や労力の軽減、生産コスト削減などの効果があり、全国で基盤整備が推し進められております。本町においては、地権者や担い手の意向確認ができた地域から順次基盤整備を進める考えの下、令和2年度から事業を開始しております。令和5年度末までに取り組んだ成果としましては6地区、約83ヘクタールであり、今年度においても新たに3地区、約7ヘクタールの整備を予定しております。

次に、(3)、農業経営基盤強化促進法により地域計画を令和7年3月まで策定することとなっているが、町はおおむね10年後の農業をどのように描いているかを伺いたいについてお答えいたします。地域計画においては、農業経営者の交代時期を見据えた取組として、10年先も健全に農地利用ができるよう、農地1筆ごとに耕作予定者を示す目標地図を令和7年3月までに策定することが義務づけられております。このため、町は地域計画策定の趣旨等を担い手や農業委員、土地改良区などの農業に関わる皆様にお伝えするとともに、避難指示解除がされた地域における農地の利活用などの話し合いを継続的に進めております。町といたしましては、次世代につなげる農業への着実な一歩を踏み出すこ

とを農業復興のテーマに掲げ、放射性物質の測定体制の充実、既存農業の再開と新たな作物の栽培へのチャレンジ、営農環境の整備、改善による担い手の確保を断続的に取り組むことがかつてのような田園風景に可能な限り近づくこととなり、その風景を形づくるのが町農業の姿と考えております。しかしながら、高齢化の進行と後継者不足による労働力の不足や不規則な休日と不安定な収入等といった労働条件による若者の農業離れが進行するなど、農業を取り巻く環境の厳しさは以前にも増しており、数年先の農業の絵姿を描くことさえも難儀しているのが現状であります。これらの課題を解消するため、引き続き農業に対する支援や農作業の省力化、生産規模の拡大を図る基盤整備を継続していく町の姿勢を担い手等にお伝えするとともに、個々の営農計画や農業振興の意欲などを伺いながら、町の姿勢との認識合わせを行い、実現可能で持続的な営農となる地域計画の策定に向けて取り組んでまいります。

次に、2、人口減少問題について。(1)、本年4月、民間組織、人口戦略会議が将来的に消滅の可能性があるとみなした市町村に県内では33市町村が該当した。東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を受けている本町は個別の算出をしていないが、持続可能な自治体を目指すための戦略をどのように考えているか伺いたいについてお答えいたします。町は、東日本大震災及び原子力災害からの復興に向け、ふるさとへ帰還される皆様や町外から移住される方々が安心して暮らすことができる良好な生活環境を取り戻すことが重要であると考え、買物や住まい、教育、子育て、医療、福祉、産業など様々な分野において環境の整備、充実に向けた取組を展開してまいりました。帰町開始から7年2か月が経過した本年6月1日現在、町内居住届を提出されている方は1,728世帯、2,446人と、徐々にではありますが、着実に増加していることから、これらの取組が実を結びつつあると捉えております。一方で、複合災害に少子高齢化が重なり、住民基本台帳に基づく本町の人口は減少傾向が続いておりますので、ふるさと富岡を未来へつないでいくための施策を積極的に進めることが重要と認識しております。このため、企業誘致や事業再開等の支援などによる地域産業の振興と雇用創出の推進やとみおかくらし情報館及びお試し住宅の運営、定住化促進対策住宅補助事業、帰還移転補助事業などの帰還と移住、そして定住の施策に引き続き力を入れてまいります。特に子育て世代や若者の帰還と移住を促進するため、今年4月に新たに開所した放課後児童クラブ事業、町内に居住する子育て世帯を力強く支援する子育て世帯支援奨励金交付制度、プロの転校生が日常を共にし、子供たちの洞察力や発想力を養う教えない教育、P i n Sプロジェクトなどの特色ある教育をはじめとした、教育、子育て環境の充実に関する取組を切れ目なく展開していくとともに、これらの効果的な情報発信に努めてまいります。また、今後町有施設の維持管理や運営などに要する経費の増大が想定されることから、町収入の根幹となる町税はもとより、復興財源をはじめとする国や県の交付金、補助金の確保に全力を挙げるとともに、財政調整基金などの各種基金を計画的かつ有効的に活用しながら、あらゆる経費の徹底した見直しによる各種事務のスリム化や効率化を通じて事業の選択と集中を推し進めてまいります。人口減少対策は一朝一夕の取組で解決できるものではありませんが、町といたしま

しては帰還と移住のより一層の促進と健全な行財政運営の推進により持続可能な町づくりを進め、希望と笑顔あふれる町を目指してまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 再質問に入ります。

1 番、安藤正純君。

○1 番（安藤正純君） 町長、答弁ありがとうございました。今の町長の答弁で、さらに営農者と座談会をやっていくと、その中で決めていくという話なのですけれども、私は J A のマッチングが終わったら即もう県の農地中間管理機構に移行するのかなって思っていたが、自動的にそうなるわけではないというように解釈したのですが、J A が行っているマッチング作業と県が行う予定の中間管理機構の事業の違いについて教えてください。自動的に行くのか、行かないのか、その辺も教えてください。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 事業移行の前に、まず全体の農業の関係を説明させていただきながら、その答弁をさせていただきたいと思います。

私が役場に入所した30年前から農業を取り巻く環境はかなり厳しいなんていう話がありますが、近年人口減少に伴いまして当然担い手も不足してくる。その結果が、耕作放棄地も増えてくるという状況であります。この人と農地をいかにつないでいくかということで、平成26年から全国で進められたのが人・農地プランでございます。そのような中で、当町においては26年といえばようやく除染が開始されたときでありまして、人と農地をつなげるという作業が非常に困難な状況でありました。ようやく最近になりまして営農再開等々が進んできたこともありまして、今ほどおっしゃられたご質問のマッチング作業を進めているところでございます。このマッチング作業とその中間管理機構、公社の違いを申し上げます。このマッチング作業については、両方とも同様でございます。大きな違いが2点ほどございます。中間管理機構のできることでございますが、まず1点目が土地の売買でございます。こちらは、J A は農地を保有することができませんが、中間管理機構は自らも購入することができますとなっております。2つ目は、契約行為でございます。現在 J A のマッチングを作業しておりますが、これは担い手と地権者との契約を相対でやっているという状況であります。一方で、この中間管理機構を通してマッチングを進めていくとなれば間に中間管理機構が入ってくるということでありますので、例えば地権者が10人いて担い手が1人だと、今まで J A のマッチングだと10対10、10本の契約をしなければいけなかったのですが、この中間管理機構を間に挟むと担い手が1本の契約で済むという利点があります。こういった利点を踏まえながら、全国的に中間管理機構を活用していこうということが定められているものでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 1 番、安藤正純君。

○1 番（安藤正純君） 今の課長の答弁のように、J A のマッチング作業よりも県の中間管理機構の

ほうがかなり中身が濃いように私は読み取ったのですけれども、その中でも一番有利だなと思うのは、今説明もあったように、農地の売買の支援もできると。中間管理機構を通した場合に譲渡所得税のような特別控除、こういった優遇措置もあるので、例えば管理機構に売れば、そういった制度に協力すれば、税制で優遇措置が受けられるということで、では売ってしまおうかなと。JAの場合には売ってしまったら、今度は所得税が取られたとか、そういったことになりますので、どちらかといえば私は信頼性というか、あとは権限から見ても農地中間管理機構に移行したほうがいいのかと思います。それで、全国的に成功例なんかを見ますと、町全体が地権者との交渉に参加しているというところがあります。本町を例に取ると、町長ほか担当課とか認定農業者等の実際に農業をやられる方、行政区長、県の担当者が地権者宅を訪れて、成功例などを説明しながら理解を求める。やはり荒らしておいても何にもいいことないよと、協力するとこんなにきれいに整備されるよと、収入も入ってきますと。町長なんかも農業に詳しい方ですから、町長まで来てくれたのかというので、やはり地権者にも響くのかなと、そういうこともあるかもしれませんので、できれば担当者サイドだけではなくて、いろいろな方が富岡町全体のために協力願えませんかというようなやり方でやってもらえれば少しはきれいになっていくのかなと思いますので、その辺はご検討ください。

それから、富岡町第2次復興計画後期では営農再開目標面積を280ヘクタールとしていました。令和5年頃から320ヘクタールへと変更になっているが、目標をクリアできるような進捗状況にあったのかをお伺いします。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほど議員おっしゃられたとおり、令和元年度でございますが、令和2年から6年までの5年間で280ヘクタール、こちらを営農再開目標として定めてまいりました。現在、議員おっしゃるとおり、320ヘクタールという話であります。さらに見直しし、上方修正でございますが、350ヘクタールと設定してございます。この350ヘクタールまで設定したという部分でございますが、平成26年の解除する前に試験栽培から始まった営農再開した面積であります。令和2年の30ヘクタールから現在が253ヘクタールまで急激に増えつつあります。令和5年度の実績として253ヘクタールまで増えてきました。だんだんここで営農ができるのだという部分、それから外部の法人の方々のご協力をいただきながら進んできましたので、さらに高望みという形でございますが、高い目標として350ヘクタールという形で設定してございます。なお、先ほど申し上げました280ヘクタールという形ではありますが、こちらは達成の見込みがあるという形で断言させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） ありがとうございます。これで（1）を終わりにして、（2）に移ります。

町が行っている基盤整備事業はおおむね計画どおり進捗しているように見えますが、一方上手岡の

一部の地域では一向に集積、集約が進まず、取り残されているように感じるが、町では対策はあるのですか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほどピンポイントで、上手岡地区という形でご指定がありましたので、その地区について申し上げます。

その地区においては、平場で結構広く農地が取れるという形でありますので、農業振興に努めていきたいと、産業振興課長の立場としてそのように答弁させていただきたいと思います。その上で、現時点だと、例えば高速のインターの下り口ですと別な一時転用という形で使っておりますが、その後という形は現在決まっておりません。また、その地権者の方々ともまだその調整は進められていないという部分であります。ですが、いろいろとお話聞くと、そこで大きく営農をやりたいという声もちらほら聞いております。そういう声を大切にしながら、あそこで大体10ヘクタールぐらいあったと思いますが、10ヘクタールというと1団地でございます。しっかり活用できればと考えてございます。まずは、その一時転用が終わるまでの間にどうやって詰めていくかということはこれから検討させていただきたいと思います。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） ぜひ大きくやりたいという方がいるようですから、そういう若い方がいるうちにできるだけ基盤整備をできる体制が取ればいいなと思いますので、よろしくお願いします。町で当面の作付品目を基幹品目の水稻、地域推奨品目のタマネギとしていたが、付加価値の高い産地形成を推進するとは具体的に何を指していますか。教えてください。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今おっしゃられたのは、事業で申し上げますと高付加価値産地展開事業という形でございます。こちらについての事業内容を申し上げますと、需要の高い農作物の生産、それから出荷、加工を一体的に取り組むことでその価値を創出していこうという事業でございます。これは、国の考え方、令和2年度に出てきたものでありますが、従前ですと市町村単位もしくは個々の経営単位での展開だったのだけれども、これからは大きく攻めていかなければいけない。市町村をまたいで広域的連携経営体の展開が一番これからの農業を守っていくにはふさわしいだろうということで、この高付加価値という部分でございます。このような形で、当町においては産業団地に進出しました福島広域野菜加工工場、それから町が整備しました野菜集出荷施設、こちらが広域的な施設として生産するものの価値を高めていくという事業に取り組んでございます。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 今課長からも答弁があったものですから、質問もしづらいのですが、何か作物があってこの作物を高付加価値としたいということではなくて、本年3月に野菜カット工場が完成して、また春にはタマネギ乾燥調整施設が稼働予定になっております。こういった施設を町は

大変心強い施設ということで役割を、やはり今課長が言ったように、高付加価値をつけるための施設として期待しているということでしょうか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 議員おっしゃられたとおり、町はその施設に大きな期待を寄せておりますし、その期待だけではなく、町がどのように支援できるか、継続していくためにはと考えながら農業振興を努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（堀本典明君） 1 番、安藤正純君。

○1 番（安藤正純君） 別な角度から質問させていただきます。

富岡町再生可能エネルギー寄附金等による復興まちづくり基金、通称再エネ基金は条例で農業復興及び環境保全をはじめとする復興町づくり事業に要する経費に充てられているが、今までどれだけの経費が農業復興に使われたのかをお伺いいたします。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 再エネ基金でございますが、町内では大石原、下千里地区、高津戸、清水前地区、杉内地区、それから富岡工業団地、さらには民間であります、旧ゴルフ場のところで、全部で5 か所で実施しております。その総面積は218ヘクタール、発電量が100メガワットでございます。その民間の事業はまた別にして、先ほどの再エネ基金でございますが、発電量によりまして入ってくる、寄附金は固定であります、配当金には若干ばらつきあります。年間5,000万円から6,000万円ほど入ってきまして、その原資を活用しまして、町単独の補助事業であるがんばる農業だったり水稲作付奨励金、こちらに活用させていただいておりました。また、そのほか農業以外という形がありますが、住宅関係の太陽光発電、こちらの電気で得たものを電気で還元していくという形で、住宅の屋根につけるエネルギーシステム導入にも充てさせていただいているところでございます。金額でございますが、これまでにがんばる農業という部分だと、令和元年度からスタートしましたが、約4,900万円、それから農業法人誘致関係に2,000万円、それから水稲作付奨励金等で5,000万円ほど活用させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 1 番、安藤正純君。

○1 番（安藤正純君） ありがとうございます。1 つ提案したかったのですが、やはりこれから農業を伸ばしていくに当たって、認定農業者のように専業で大きく農業経営される方には継続性のある手厚い支援が必要であるということから提案させていただきます。今課長から説明があったように、作付奨励金で5,000万円使ったとか、そういった話ありましたけれども、さらに支援金の出し方に広く、浅くという考え方もありますけれども、もうある程度本業でやってくれる方に手厚くという考え方からいうと、これは全くの例えを話しますけれども、水稲作付奨励金事業、これ10アール当たり2万円を支給しますとあります。これをスケールメリットの考え方を導入するとどういうふうになるかとい

うと、10ヘクタールまでは10アール当たり2万円、10ヘクタールを超え30ヘクタールまでは10アール当たり2万2,000円、30ヘクタールを超えると10アール当たり2万5,000円を支給する。こういうことをすることによって、個人で農業を営むよりは組合組織または大規模化、あとは法人化。というのは、やはり1人の農業の方が具合悪くなってしまったらもう限界、8ヘクタールとか10ヘクタールまでやってももうできないよってなってしまうので、グループを組んだり、法人化することによって、できるだけそういうふうにして面積を広くすることによって作付奨励金も金額が上がっていくよと、メリットはあるのだよということをやれば耕作放棄地の解消につながると思うのですが、町の考えを教えてください。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ご提案ありがとうございます。まさに今の農業の在り方というか、そのスタイルからいうと、個々の経営体からだんだん法人化的に大規模に経営していくことで時間の短縮、省力化も図られるという形で、今全国的にその展開になっております。ですので、今ほどのようなご提案ありましたそのスケールメリットという部分は即答することはできないのですが、面積が広くなればなるほど、例えば機械損料関係でも増えてくるのは事実でございます。その分も加味した上で上げていくという部分では非常に重要な点だと思いますので、今後その点についてはしっかりと検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） ひとつ検討をよろしくお願いします。

次に、農業ステップアップ支援事業について質問いたします。目的が経営拡大に係る機械、資材等の導入とあります。最近では、ドローンの使用で農薬散布、追肥、種まき等を行う農家が増えてきております。資格取得のための助成があってもよいのではないかと思います。町の考えを教えてください。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほどのようなご提案もいわゆるスマート農業という形になってきて、これからの農業を営むには非常に効果的な案件だと思っています。その資格に関する要件、大変申し訳ないですが、そちら私また勉強不足でございますので、どの面で支援することができるかということも含めて調査をさせていただきながら検討を深めてまいりたいと思います。ご提案いただいたドローン、これからかなり出てくだろうと容易に想定されますので、その点についてはしっかりと勉強させていただきたいと思います。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） また別な角度から質問させてください。

農業地域おこし協力隊事業は、総務省の制度を活用し、農業を軸とした地域活動を担う方を募集とありますが、町はいつからこの制度を活用し、結果何名の方が富岡町に移住し働いておられるか、実

績を教えてください。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 地域おこし協力隊、こちらは国で平成21年からスタートした事業でございます。当町においては、震災ということもあって、この地域おこし協力隊は避難指示解除後から活用させていただいているところでございますが、私は前に企画課長やっていましたので、そのときの話を含めて話させていただきますと、企業版の地域おこし協力隊と産業振興課での農業の地域おこし協力隊がございます。企業版は1名に活用させていただき、富岡に定住していただきました。農業におきましては、地域おこし協力隊、こちらが2名に活用させていただき、引き続き定住をさせていただいているという部分でございます。地域おこし協力隊、かなり使いやすいという形もありますが、その地域にいかに根づいていくかという形でありますので、その地域おこし協力隊の方々とも仲よくさせていただければと考えてございます。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 地域おこし協力隊の方を単なる労働者として来てもらいたいと、そういう考えからではなくて、もう将来担ってもらいたいと、そういうふうな考えで来ていただくと。一般社団法人移住・交流推進機構によると、農家の方がたくさんいる地域に赴任する隊員が多く、行政だけでなく、地域住民や農家、地元J Aがサポートしてほしいと述べています。今本町において行政に求められることは、地域おこし協力隊員と地元営農者が一緒になり起業できる仕組みを模索すると思いますが、町はそういうふうに将来的に担い手がいないからだんだん高齢化していったと、あとやってくれる人がいないので、地域おこし協力隊の人を将来的に経営者としてお願いしたいと、そういうふうなやり方ができないかどうか、町はどう思いますか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 先ほど一労働者という形ではなく、しっかり仲間として捉えるべきだご指摘いただきました。私もそのように考えてございます。移住・交流推進機構、通称J O I Nでございますが、そちらの話は、私も前からお付き合いをさせていただいていて、就農フェアとか移住、定住関係のイベント等にも参加させていただきました。その中で、ご助言いただいている中だと、隊員がなぜその地域に行くのかというのは非常にその志が高いという部分と、自分の能力をいかにその地域で生かしていくかという点がございます。すなわち起業していきたいという気持ちがございます。それをむげにするわけではなく、行政だけではなくて地域の方々がいかにサポートしていくかというのは非常に重要な点ですとご助言をいただいております。私もそのように感じております。現在町としては、マニュアル化という形にはまだ至っていないのですが、一例だけ申し上げますと今年に入って直近であります、富岡町でタマネギを作りたいのだという20代の若い方にご相談にいただきました。それを受けまして、町、それから農業普及所、それからタマネギ生産者の方に話をさせていただいて、声をかけさせていただいたところ、タマネギのいいところばかりではなくて、悪い

ところを全て全部話していただいた上で、うまく話が合ったといいますか、何なら今年の秋から試しにうちの畑使ってみなよというまでいっているという実例がございます。その20代の方も今悩んでいるという形でありますので、根づいていただくことを願いながら、これからも町は動いていきたいなと思っています。地域おこし協力隊のシステムというか、制度のマニュアル化はまだでございますが、そういう地道な動きはこれからも続けていきたいと考えてございます。

○議長（堀本典明君） 1 番、安藤正純君。

○1 番（安藤正純君） 今課長答弁の中で、やはり単なる労働者ではなくて、将来背負っていただくと、そういうふうな考えを持っているということで安心しました。ぜひやはり背負っていつてくれるのは若い人たちですから、それは地元の方でも、移住してきてくれる方でも、若い人にこれから背負ってもらうというようなやり方でやっていけばいいのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。これで2 番は終わりました。（3）に移ります。

大きい1 番の（3）の再質問に移ります。広報とみおか本年5 月号によると、地域計画策定エリアを町内6 か所に分けていますが、分けることにより何らかの特色を持たせる意味合いがあるのか、その辺を教えてください。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今般地域計画を作成するに当たり、どういうブロック分けをしたらいいかということで内部で検討させていただきました。まず、ストレートにいけば27行政区ありますので、行政区ごとにやったらいいのではないかという案もありましたが、今活動している担い手の方々、こちらの方々はその行政区をまたぎながら活動しているのがほとんどでございます。現状担い手の方々が動かなければ、農業振興はこれから進んでいかないと考えまして、その方々を中心に検討を進めていった結果、町内を6 ブロックに分けたということでございます。大きな特色であります、例えば後々の話になっていきますけれども、ここのエリアは有機栽培やりましようとかというのはいろいろあるのですが、まだその次元まで当町においては至っていないという部分でございます。とにかく営農再開する面積をこの方々にやっていただこうという関係の中で、6 ブロックに分けたというのが現状でございます。

○議長（堀本典明君） 1 番、安藤正純君。

○1 番（安藤正純君） 富岡町では、太陽光発電施設を設置するのに適当でないエリアをガイドラインで次のとおり定めております。1 つ、第1 種農地、1 つ、農業振興地域内農地、1 つ、町内の下郡山から上千里地区までの農業振興地域内農用地。理由として、優良農地の確保はもとより、令和3 年2 月に見直した農業振興地域内農地は、富岡町が定めた営農再開方針を達成する上で重要な地域であるためとなっております。このガイドラインができたということは、今上手岡地区にあるあと十数年後に終了となります大型太陽光発電事業地約120ヘクタールの農地の継続については、町のガイドラインに基づき判断するのか、別の考えを用いるのか、今の段階で答えられる範囲で結構ですから、お

願います。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほどおっしゃられた120ヘクタールもの農地を活用して現在太陽光発電事業が展開してございます。その当時は、営農再開もできるかどうかという不安視もありましたし、それが一つの選択肢として太陽光発電事業を展開したと思っております。事実だけ整理をさせていただきたいと思います。この当該地でございますが、太陽光発電事業を実施するに当たりまして東日本大震災復興特別区域法、こちらに基づいて一括して農地転用がされているところであります。このため、土地の見た目は農地かもしれませんが、登記上は雑種地になっている可能性が多々あります。こちらは、地権者の方々がどういう手続を法務局でしたのかという形になりますが、現状は農地転用がされている、すなわち農地以外という形でありますので、農地法絡みでいうと先ほどおっしゃられたそのガイドラインには該当する部分ではないと考えてございます。その上で申し上げますが、あそこの一帯に広がる土地というのは土地改良事業という投資をしているということと、それからのもともと農業振興地域だったということであれば、発電設備、これが10年後撤去という形になるかと思えます。その際には、営農するには1団地形成が非常にしやすい場所だと考えてございます。この点で、当時の農地転用する際には東北農政復興局から指導といいますか、苦言を呈された部分であります。現状は致し方ないとしても、20年後には農地として復活すること、復すことをこちらはそういう努力をきちんとしてくださいという話をした上で転用という形につながっております。これらを含めると、これから町はどうやってやっていくかとなっておりますが、まだ10年先であります。今からきちんと固めるのは非常に厳しい部分がありますし、農地法絡みではないという部分もありますので、これからいろいろと地域計画これからも詰めていきますが、その中で話し合いができればと考えてございます。今のところそういう状況でございます。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 答弁ありがとうございます。震災当時は、やはり特別な扱いだったと思います。やはり町に何をお願いしたいかというのは、もうゴールまで20年すぐそこまで来ているのに、太陽光の後にはまた太陽光で継続できる、できない、その辺がもうはっきりしないというよりも、明らかに3年、5年前にはもう農地に戻すことが条件だったのだから農地なのだよとか、国の方針で脱炭素社会でまた認められるとか、その辺をはっきりしてあげないと所有者が困ってしまいますので、私はどっちにしてくださいという質問ではないのです。迷わないように導いてあげてくださいというお願いなものですから、数年前には分かるようにしてあげてください。これで1番の質問は終わります。

続いて、大きい2番の質問に移ります。本町において、居住届出数は4月1日現在で、令和4年1,874名、令和5年2,087名、令和6年2,349名で、毎年200名余りの方が増えておりますが、大いに期待できる数字ではありません。数年後3,000人から5,000人をピークに減少傾向に転じることが想定されます。そこで、消滅可能性自治体から自立持続可能性自治体へと脱却した成功例を参考にしますと、

出産時や小学校から高校までの入学時の祝金の支給、おむつや粉ミルク購入などに使えるクーポン券の配布、子育て支援ナビゲーターと呼ばれる専門職員の配置などがあります。財源との調整が必要となりますが、人口増の対策として子育て意欲の高揚を図るため、現行の第1子、第2子5万円、第3子以降20万円の制度を第1子、第2子を20万円、第3子以降50万円に増額してはどうかと思いますが、どのように考えますか。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） ただいまのご質問でございますが、本町の出産記念手当につきましてはここ3年平均で申し上げますと、第1子が14名、第2子が13名、第3子以降が合わせて13名というような実績となっております。それを基に第1子、第2子、現在の制度上の支給額となりますと年間395万円、約400万円となっております。議員ご提案の20万円、20万円、50万円という数字に置き換えますと、これが年間約1,200万円の支出となり、800万円の増額となるものでございます。議員冒頭の質問のところで、財政上の兼ね合いもあるとおっしゃっていただきましたけれども、その部分を含めまして全体的なバランス等も考えて、できることであれば、現在の5万円、5万円、20万円というのは、改正されたのがもう15年以上前のことでございますので、物価の上昇という点も加味しながら今後検討をしてみたいとは考えるところでございます。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） この子育て支援法とか子育てに関して、全国的な問題ですよ。やはりこの出産祝金のようなものの額もまちまちです。100万円を超えるところもあります。ですから、一番最初に財政との相談もありますがということなのですが、できるだけもう役割を終了したようなところはどんどんとやはりやめてもらって、あとはこういったよそから来て、子育てしてもらって、人口増につながるような政策にはお金をつけていくと、そういう政策的な変換があってもいいかなとは思いますので、今課長言ったように検討はしてみてください。よそとの比較もしてみてください。

それと、人口減少問題は全国の自治体で避けて通れない問題です。今後20年、30年後には人口減からの税収減により、公共施設を維持する財源確保も大きな課題となります。今のうちに身の丈に合った行財政を心がけることが大切かと思いますが、その辺の考えを町長に直接伺います。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） 今1番議員からありましたとおり、その辺も十分に検討を加味しながら、今後の行政は進めるべきだと私も思いますので、これから公共物だんだん老朽化してくるものについてはスクラップする、それから必要であればまた新しいものを造っていくということもあるかと思いますが、もちろん子育て世代を重要視しながら、またその人たちの意見、それから町民の皆さんのご意見を聞きながら今後進めてまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたしたいと思します。

以上です。

○議長（堀本典明君） 1 番、安藤正純君。

○1 番（安藤正純君） 町長、ありがとうございます。将来は公共施設も、他の自治体のことですが、30年後には半分になるよというようなことも新聞に載っていますので、やはりだんだんと税収が不足してきますので、この辺はやはり身の丈に合ったような行政をやっていくことをお願いしまして、私の今日の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（堀本典明君） 1 番、安藤正純君の一般質問を以上で終わります。

10時40分まで休議いたします。

休 議 （午前10時26分）

再 開 （午前10時39分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

続いて、6 番、高野匠美君の登壇を許します。

6 番、高野匠美君。

〔6 番（高野匠美君）登壇〕

○6 番（高野匠美君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

通告に従い、1、子育て世代包括支援について。（1）、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援について提供、相談等をする子育て世代包括支援センター事業所を保健センターを活用して設置することを考えてみてはどうか。

（2）、現在もこども園において一時預かりを行っているが、保護者が罹患した場合等の緊急時や時間外に対応した一時預かりの拡充について、町はどのように考えているのか伺いたい。

大きい2番、乳幼児健診の拡充について。（1）、発育状況、栄養状態の診査、身体の異常の早期発見等につなげるために1か月児健康診査を実施すべきと考えるが、町の考えを伺いたい。

（2）、精神発達の状況、言語発達の遅れ等、心身の異常の早期発見や育児上問題となる事項について、必要に応じてその後の相談につなぐために5歳児健康診査を実施すべきと考えるが、町の考えを伺いたい。

以上です。答弁よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 6 番、高野匠美君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 6 番、高野匠美議員の一般質問については、1の（2）について教育長からの回答とし、1の（1）及び2については私からお答えいたします。答弁の順につきましては、まず最初に私から1の（1）及び2について、次に教育長から1の（2）についてお答えいたします。

それでは、6 番、高野匠美議員の一般質問にお答えいたします。1、子育て世代包括支援について。

(1)、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援について提供、相談等をする子育て世代包括支援センター事業所を保健センターを活用して設置することを考えてみてはどうかについてお答えいたします。本町における妊娠期から子育て期までの母子保健及び育児に関する切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターにつきましては、令和2年11月に健康づくり課内に設置し、子育て世代に対する包括的な支援を実施してまいりましたが、令和4年6月に成立した改正児童福祉法及び改正母子保健法に基づき、子育て世代包括支援センターの意義や機能は維持した上で、児童福祉と母子保健の一体的なサービス提供を可能とするこども家庭センターの機能を有した子育て支援係を令和6年4月から福祉課に新設したところであります。子育て支援係を設置したことにより、社会情勢の変化や現状を踏まえた保健福祉体制の強化と業務効率化を図るための連携体制を構築するとともに、利用者目線に立った一貫性、整合性のある子育て支援を実施しております。ご意見をいただきました保健センターの活用につきましては、子育て支援係の新設に当たり設置箇所の一つとして検討してまいりましたが、限られた職員数の中で必要となる保健師や社会福祉士などの職種を確保しつつ、子育て支援窓口のワンストップ化及び母子保健と児童福祉の業務の両立を図るためには健康づくり課と緊密な連携を図ることが不可欠なことから、役場庁舎1階に隣接して配置したところであります。また、乳幼児健診や発達相談会、離乳食教室などをこれまでどおり保健センターで開催するとともに、こうした機会を通じて子育て世代のニーズを把握し、よりよい子育て支援サービスが提供できるよう、関係機関と連携し、積極的に事業を展開していくこととしております。町といたしましても、教育、保育施設を利用する子供の家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭において子供たちがより豊かに成長できる支援事業を展開していくことが必要と考えておりますので、町政運営の柱の施策である子供を地域全体で育てる子供たちの環境づくりをしっかりと推進してまいります。

2、乳幼児健診の拡充について。(1)、発育状況、栄養状態の診査、身体の異常の早期発見につなげるために1か月児健康診査を実施すべきと考えるが、町の考えを伺いたい及び(2)、精神発達の状況、言語発達の遅れ等、心身の異常の早期発見や育児上問題となる事項について、必要に応じてその後の相談につなぐために5歳児健康診査を実施すべきと考えるが、町の考えを伺いたいについては関連がありますので、一括でお答えいたします。現在町における乳幼児健診につきましては、母子保健法により義務づけられている1歳6か月児及び3歳児健診と任意健診となる4か月児及び10か月児健診を行っているところです。ご質問の1か月児、5歳児の健診につきましては、昨年5月に閣議決定したこども未来戦略方針の中で、妊娠期からの切れ目のない支援の拡充として新たに1か月児及び5歳児の乳幼児健診を推進するため、これらに対し財政的支援と技術的支援を行うこととしています。1か月児健診は、生後1か月の赤ちゃんの発育状況や栄養状態、先天性の病気等の有無の確認を行うとともに保護者からの育児等の相談などを受けるため、原則として医療機関での個別健診で実施するものです。また、5歳児健診は3歳児健診と就学時健診の間に心身の成長、発達を審査することで子供の特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに育児に関する相談などを受ける

ため、原則として集団健診で実施するものとされています。5歳児につきましては、既に相談会という形で心理士同席の下、集団で行っているところではありますが、国が推奨する健診となりますと1か月児、5歳児いずれも医師による診察を必要としておりますので、医師の確保が町単独では難しい場合が想定されます。そのため、広域での実施等も検討しつつ、関係機関との体制構築が課題と考えております。1か月児、5歳児健診ともにお子さんの心身の健康な成長と保護者の安心にも資するものであるため、早期に実施できるよう努めてまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 教育長。

〔教育長（岩崎秀一君）登壇〕

○教育長（岩崎秀一君） 1、子育て世代包括支援について。（2）、現在もこども園において一時預かりを行っているが、保護者が罹患した場合等の緊急時や時間外に対応した一時預かりの拡充について、町はどのように考えているか伺いたいについてお答えいたします。

保護者の傷病や入院等により緊急及び一時的に保育が必要となる場合は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までの間、町の一時保育事業において満1歳6か月から就学前児童を認定こども園で預かっております。一方で、時間外の預かりにつきましては、24時間での勤務体制や職員の確保など多くの課題があり、こども園での対応はできない状況です。現時点において、緊急の場合は親族やご友人の方に相談や対応していただくことを考えておりますが、頼れる方がいない場合には特定非営利活動法人いわき緊急サポートセンターを紹介することとしております。また、保護者が長期間の入院となる場合は、保護者が元気になり子供の養育が可能となるまでの間児童相談所で一時保護をしてもらうなど、関係機関と相談しながら対応しております。教育委員会としましても、町内に居住する子育て世代が増え、突発的に子供の一時預かりが必要となる場面が生じていることを認識しておりますので、まずは福祉課とも情報共有を図り、各自治体の状況や利用できるサービスについて調査してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 再質問に入ります。

6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） 答弁ありがとうございました。順を追って再質問させていただきます。

（1）についてなのですが、ご答弁にあった中の子育て支援係、4月から活動というか、事業をなさるといことなので、改めて子育て支援係の事業内容と今後どういうことに重点を置いて事業を展開するのかということをお聞きします。よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） お答えいたします。

子育て支援係につきましては、答弁にもございましたけれども、昨年度まで福祉係の中にありまし

た児童福祉の部門、それから健康づくり課にありました母子保健の部門が一体となり、出産、妊娠期から子育て支援の時期を一体的に支援していこうという大きな目標の下創設されたところでございます。業務につきましては、それぞれの事務分掌を併せ持った形でございまして、児童で申し上げますと例えば児童手当ですとか、出産記念手当、それから地域交流館などから、それからあとは児童虐待などの福祉対策、それから母子保健としては妊婦健診、乳幼児健診、それから産後ケアなど母子保健全般となっております。今後これまでの事業をさらに充実するため、またご質問のとおり新しい1か月児健診、5歳児健診なども推奨されていることから、これらを行うことによってさらなる子育ての安心感に資するよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。児童福祉では、やはり金銭面の関係が多いのかなとは思いますが、あと母子関係で質問しますが、産後ケアの事業の充実というのは福祉課ではどのように展開するつもりであるのかお聞きします。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 産後ケアにつきまして、恐らくまだ皆様周知という点では足りないかなという印象があるかと思います。まず、周知をしていくことは前提にいたしますけれども、産後ケアの相談というのは、まずご本人様が病院に健診で行かれて、そのときに体調の不調ですとか、あとは育児、子育てに関する悩みを持っているなどを医師などと話したときに産後ケア、入院ですとか通院あるいは訪問が必要だという方が利用されるということになっておりますので、語弊はありますが、周知が行き届かないまでも、逆に医師の方からこういったことがあるよということで利用される方がいらっしゃるのが事実でございます。産後ケアの対象というのが助産院の利用のみと昨年度まではなっておったのですが、今年度医療機関においても産後ケア行いますというようなことでお話を今頂戴しているところでございますので、準備でき次第医療機関での対応ということも考えていきたいと思っています。さらに、これをきっかけに対象可能な医療機関などを増やしてまいりたいなとも考えているところでございます。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。まずは、妊娠期から子育て期の支援が大変重要です。もちろん町では、妊産婦及び乳幼児等の実情を把握することから始めていると思います。2つ目に、妊娠、出産、子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導を行うこと。3つ目として、支援プランを策定すること。4つ目に、保健、医療または福祉の関係機関との連携、調整を行うことがあります。そこで伺います。保健師及び助産師が妊娠届出等の機会に面接し、リスクアセスメントでハイリスクとなった妊産婦や乳幼児についての支援や管理はどのようになさっておりますか。お聞きします。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 現在妊産婦の方のフォローといたしましては、通常の方ですと妊娠34週目に全ての妊産婦の方訪問という形で行っています。ご質問のありましたハイリスク妊産婦、特定妊産婦につきましては随時訪問を重ねて、常に健康状態、精神的な部分での状態を確認するなどしているところでございます。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） やはり訪問が重点的なのかなとは思っております。ただ、妊娠期から子育て期の支援はとても重要性が高い。この時期の女性の方々の妊娠期や子育て期における困り事を減らしていくことが、若い世代の希望をかなえることにもつながっていくと私は思っております。ワンストップ拠点、それは必要だと思いますが、町としてはその点はどのようにお考えになっておりますか。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） ワンストップというところでは、まさに子育て支援係ができたということで、まず母子福祉部門がつながったということになります。加えまして、福祉課には障がい福祉部門もございますので、そういったところとももちろん、場所的にも隣の席であるということもございますので、庁舎内の体制を整えることができているのかなと感じているところではございます。あとは、そのほかの窓口、NPOですとか、医療機関とか、そういったところもございますが、そちらにつきましても情報収集はもとより、連携の打診、強化のために接触を試みると同時に、そういった体制づくりに励んではまいりたいと考えているところでございます。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。ただ、カウンター越しでの相談というのは小さい子を抱いてゆっくり相談はできませんよね。私は、ワンストップ拠点として保健センターを活用なさったらどうですかということを今回は一番強く言いたいのですけれども、特に妊娠届け時の機会に専門職が面接しリスクアセスメントをすることで妊娠期の支援が充実し、切れ目なく産後の支援に移行でき、多職種で支援できるようになるのではないかと考えております。いつでも開放し、専任の保健師及び助産師が常駐し、看護師及び保健師が交代で従事することで、いつでも育児相談や子供の体重や身長を測定できる安心、ゆっくり時間をかけて相談できる、そして妊産婦、子育てしている人の中には他町村出身、外国の方もいらっしゃいます。友達や知り合いがいない。そのためにも、保健センターを子育て世代包括支援センターとして人と人をつなぐ場として利用できないでしょうか。保健センターは窓も広く、町民の方々が目に触れる機会が多いところです。目をかけてくれる方が必ずいます。人をつなぐことは地域の輪も広がり、地域全体で子育てできる、子育てしやすい町、そして育てることのできる町を目指していくにはやっぱりちゃんとした場所、ワンストップ拠点はやはり必要であって、多くの皆さんの要望などを知る上において、提供する上においても大変重要かと思っています。私は、今後しっかり話し合いを持って、そして今後の検討課題の一つとして捉えていただきたい。改めて、もう一度、その辺のお考えを町長に直接お聞きします。よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） ご提案ありがとうございます。我々も、いろいろと検討を重ねてまいりたいと思っております。また、子育て支援係につきましても今年度からスタートということでまだまだ不十分な点あるかと思っておりますので、その点も含めて今後検討してまいりたいと思います。また、ワンストップでできること、すごく大事だとも認識しておりますので、その点についても場所等の検討もしてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。ご期待申し上げます。

では、次の質問になります。（2）、一時預かりの拡充についてです。確かにこども園での預かり事業は存じております。1歳半からの預かりなど、いろいろ条件があることも存じています。でも、その中で緊急時の預かりはなかなか難しいところがあるのも現状です。ファミリーサポートセンターの紹介という話も分かりますが、あそこの拠点はいわき市で、遠くなればそれだけの交通費もかかります。ファミリーサポートセンターとしては、子供の預かり等の援助を行いたい人、子供の預かり等の援助を受けたい方の相互援助活動です。近場では、今回榎葉町でもファミリーサポートセンターを立ち上げました。川内村でもあります。近隣のそういうサポートセンターとの協力というのはできないものなのか伺います。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） ただいまご意見いただきましたファミリーサポートセンター、榎葉町、川内村との連携ということでございますが、実は今まさに考えているところでございまして、榎葉町などにもまず今年から始めたところですが、それに至った参考となるような情報をいただいたりとか、そういったことをやり取りはしているところです。加えて、富岡町での単独での再開ということも、今すぐは正直難しいと思っておりますので、そうすると榎葉町、川内村あたりは利用可能な距離感でもございますので、そちらも併せて打診なども考えて進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。では、夜の森地区にも子育てサポートセンターに登録している事業所があります。それはご存じですか。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 私の認識と議員の認識で違うのかもしれませんが、私の認識では川内村の協力会員として登録していただいている個人の方はいらっしゃるというのを把握しておるのですが、それ以外でしたら、申し訳ございません、私が存じ上げているのはその1件でございました。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6 番（高野匠美君） すみません。私の質問の仕方が悪かったと思います。それはまさしく同じなのですけれども、そうなれば別な観点で、近隣地域の子育てに関する知識を要する者とか団体に委託し、実施するということは可能なのですか。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 事ファミリーサポートセンターという点につきましては、各町村の例規的な決まりもありまして、恐らく川内村でも、檜葉町でも町民の方というところがありますので、今すぐの利用というのはできないと思っております。また、今すぐの委託もできないと思っております。そういったこととは別に、あとは民々での要はお願いしたい方、預かってもいいという方の両者合意の下での委託というか、お願いレベルでの預かり体制はできるのかもしれない。

○議長（堀本典明君） 6 番、高野匠美君。

○6 番（高野匠美君） ありがとうございます。やはり町民相互による子育て支援の推進を図り、安心して子育てできる環境づくりは必要だと私は思います。確かに人手不足、利用者も少ないのではと思われますが、必要なとき、困ったときに利用できる場があることが私は重要だと思います。ワンオペ育児ってご存じでしょうか。私は最近知ったのですが、家事や仕事に育児がプラスされ、それを1人でやらないといけないワンオペレーション、通称ワンオペ。パートナーや家族の協力を得ず、1人で家事や育児をする状態のことをワンオペ育児。完全に全て1人でこなしている場合ではなく、夫と妻のどちらかに大きな負担がかかっている状態のこともワンオペ育児と同様な扱いになります。月齢が小さければ小さいほど育児は大変です。それを担っているママやパパは、様々な苦労を重ねていると私は思います。今富岡町でも、共働きのママ、パパは多くなっております。平日の朝は時間に追われ、せわしない。これがワンオペ育児となれば、さらに夜泣きの対応などで十分に睡眠が取れないときは疲れが取れない状態で朝がスタートする。体力的にも、精神的にもつらいと思います。その中で、できるだけ乗り越える方法として、もちろん家族、夫、自分の親とかに頼るのもありますが、頼れない方も多いのです。移住されて、周りを見たら知らない人ばかり、そういうところにいち早く手を差し伸べるのがやはり町の在り方ではないかと私は思います。その中で、乗り越える中の一つにやはり周りに頼るということで、地域のサポートセンターなどの制度に頼るということもすごく重要だと言われております。移住されてくる若い人たちを呼び込むために、切れ目ない子育てを目指している町にとっては、それはすごく考えなければならぬ部分だと思います。また、再度伺います。しつこくて申し訳ございません。ファミリーサポート制度等も含む町独自の支援制度、支援策というのは何か検討されていることがありますか、あればお伺いします。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） ご質問ありがとうございます。ご質問のとおり、子育てに関してはまずもちろんお父さん、お母さん、それからおじいちゃん、おばあちゃんなど、そういった全体で子育てできるのが理想かと思いますが、一方でやはり移住されてきた方、もしくは最近多くございますけれ

ども、独り親家庭の方もございます。中には、おっしゃられたとおり、家事、育児など全てワンオペでやっていらっしゃるような方もいらっしゃるということは事実でございますので、必要なことといえば、やはり例えばそういったワンオペになったような方、当然相談相手もないと思いますので、相談する窓口、相手というのは重要なサポートのキーパーソンになるものだと思っております。そこで、まずはサポート体制の周知、そういったことは今後強めてまいりたいと考えているところでございます。あとは、具体にはやはり一番可能性があるのはファミリーサポートセンターなのかなと考えておりますので、先ほど来出ております檜葉町のこともあって、福祉課で話をシミュレーションしておるところでございまして、震災前はかなり大規模にできていたのですが、現在の規模でいえばどちらかに委託という形ではなく、福祉課内での職員で対応も可能なかなというようなことまでのシミュレーションをしておるところでございますので、今後さらにそれを深めてまいりたいと考えております。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。あと1点、これはお願いなのですが、議長、資料を提示してもよろしいでしょうか。上げるだけで。

○議長（堀本典明君） はい、どうぞ。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。これは、大玉村の子育て応援の手引き、我が町にはこういう感じのがまだできていないですね。内容としては、これを読むとお子さんに関わることがもう全部書いているのです。だから、初めて来た方でもどこにどう行けばいいか、どういうことを私はやればいいのかって分かる。これは私すばらしいと思う。本当にこういうのをやはり作っていただいて、早く窓口に置くとか。結婚のカatalogしかないのは残念でございます。よろしくお願いします、その辺を。

では、次の質問に入ります。時間が押しているのです。2、乳幼児健診の拡充について。（1）の生後1か月児健診の主な目的は、赤ちゃんとお産後のママの経過観察です。赤ちゃんが順調に育って健康にいるか、ママの産後の体の回復状態や心の状態はどうかなどをチェックします。もちろん保健師が一生懸命訪問なさってくれてやっていただいています。とても感謝します。ただ、保健師と1対1なのです。保健師の助言というのも必要かもしれませんが、子育てって十人十色なのです。悩みも十人十色なのです。その中で1つお願いしたいのが、保健師がせっかく行っている1対1の訪問に関して、もうちょっと子育てしているお母さんたちをつなげる訪問の仕方をしてほしいのです。生後1か月くらいというのは、もちろん外にもあんまり出れないとは思いますが、同じ時期に赤ちゃんを持った人にああいう人がいますよ、お話ししてみたらとか、そういう気持ちの中でも、やはり女性というのはお話が好きなもので、話をする、聞いてくれるお友達をつなげるのも保健師のお仕事かなと思っているのですけれども、その辺はどう考えていらっしゃるかお聞きします。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） お答えいたします。

訪問事業などについてなのですけども、福祉課に保健師が来るようになって、現場に行く姿を見た限りでいいますと、私の知る限りでは保健師2人で出向いて話などを伺っているのかなと、そう思っているところでありました。なので、1対1ということではないのですけれども、一方に偏った意見ということにはなり切らないかなと質問を聞いて感じたところではありました。

それから、後段の仲間といいますか、同じ境遇の方同士、大変参考になるし、心強い相手になると思うのですが、すみません、今質問いただいた中ですと個人情報ですとか、あとはその方同士の合う、合わないというのがあるのかなという印象を持ったところでございますので、保健師からの直接のやり取りということではなくて、例えば集団健診の中でそれぞれ知り合っていて、その中で仲間づくりができるのがよろしいのかなと今感じたところであります。なお、保健師にはこれから戻ってその辺りも確認しつつ、当然サポート体制は強化していきたいと考えているところでございます。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。そういう考えもおありでしょうけれども、先ほどの話に戻りますけれども、保健センターを開放したらいつでも行けるのです。誰とでももしかしたら。そういうふうに早く、早くお子さん子育てされている方々に対しての支援というのは、もう子供も育つの早いですから、自分が年を取るのも早いのですけれども、でもそういうきちんとした早め早めの対応が私は必要だと思います。

次の質問に参ります。(2)、5歳児健診の健康診査についてです。現在乳幼児健康診査は、母子保健法の規定により、市町村が乳幼児に対して行っております。しかし、3歳児健診以降の幼児に対する健診は、就学前健診までは法的には義務づけられていません。そこで、とりわけ軽度発達障がいなどは3歳児健診では発見が難しく、5歳児くらいになると健診で発見できるという調査もあります。早期発見、早期治療の開始が重要で、就学前健診で発見されたのでは遅いと言われております。そこでお尋ねします。町としては、5歳児健診の有効性についてどのように認識されておりますか。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 5歳児健診につきましては、その後の成長にとって非常に大切な時期での健診となるので、現在本町では相談会という形ではやっておりますが、今後さらに国の推奨する形に近づけるようにしてまいりたいと思っております。効果というところでございますが、発達障がい、または発達障がいの疑いのあるお子様の早期発見などもできますし、それによって療育機関へのつながりなどもできていることから、その有効性は大きいものと考えているところでございます。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。やはり小学校入学の五、六か月前の健診では、入学まで期間が短く、十分な時間を持って必要な支援につながるということは私とても難しいと思うのです。ただ、あえて教育委員会にお聞きしますが、就学時健診で発達障がいの気になるお子さんや親御さんの支援が必要なケースってありますよね、きっと。その対応と医療支援、何に重点を置いて支援なさっ

ているのかお聞きします。

○議長（堀本典明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） お答えさせていただきます。

就学時健診におきましては、内科、歯科、視力、聴力、あと知的スクリーニングの調査を行っております。また、希望者につきましては、校長先生が個別に面談を行っているというような状況でございます。ここで知的ということでの問題が発生、病院の先生から病名を診断されるというものではございませんが、知的スクリーニングの調査によりまして、今のお子さんの状況を鑑みて今後の学校生活においてどのようなことをケアしていけるかということにつきましては、校長先生、教職員通じて情報を共にしながらお子さんに対応していくというようなことを行っております。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 6 番、高野匠美君。

○6 番（高野匠美君） ありがとうございます。今の答弁の中で1点再度お聞きしますが、校長先生の面談、それは全てではないのです。校長先生の面談なさるという子は、誰が決めるって言葉大変申し訳ないのですが、親が求めるのか、学校が校長先生とお会いして下さいっておっしゃるのか、その辺お聞きします。

○議長（堀本典明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） お答えさせていただきます。

まず、面談につきましては、校長先生から不安がある方についてご相談ある方は面談しますということで希望制を取っておりまして、全員希望するということであれば全員に対して校長先生が面談されるということでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 6 番、高野匠美君。

○6 番（高野匠美君） ありがとうございます。なかなか子育てで自分の子と他人の子を比べる機会というのは少ないのです。その中で、親がこの子は自分は何でもないと。その気づきが遅いと、学校に入学しても落ち着きがないとか、周囲とうまく関わる事ができないとか、そういう発達の特徴を持つ子供たちは、やっぱり小学校の就学後に環境に适应できず、不登校になったりとか、問題行動を起こしてしまったりすることは少なくありません。子供の成長に不安を感じているが、どこへ相談したらいいかということも分からず、1人で悩みを抱えてしまう保護者は多いのではないのでしょうか。入学までの期間では短過ぎて大変です。我が子の特性に少しでも早く気づき、適切な支援や療育につなげることができれば、私は子供は通常学級で問題なく学べるということになると思います。そこで伺います。教育委員会での就学時健診で、発達の気になる子に対して学校での対応やフォローアップ体制の充実はどのような流れで行われているのかお聞きします。

○議長（堀本典明君） 教育長。

○教育長（岩崎秀一君） お答えいたします。

子供の支援が必要だと分かった場合の対応としましては、学校としては学習支援員を今町単独で採用しております。現在は、4名の支援員を配置しておりまして、特別支援学級、それから低学年の学級、1年生の学級に支援を配置して、その子供、子供に合った支援を行っているという状態になります。要するに学校としては、学校の教員だけではなかなか手が回らないということは十分分かっておりますので、町単独として支援員を採用し、その支援員と共に学級担任が子供たちの一人一人の特性に合った指導に当たっているということになります。

よろしいでしょうか。以上です。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。やっぱり支援員4名の方がいるということで、人数としては多いのかなと思うのですが、お子さんは分かりました。それと、ご両親の指導というのは何かなさっていらっしゃるのでしょうか。指導というか、フォローというか、そういう支援的なものはなさっているのかお聞きします。

○議長（堀本典明君） 教育長。

○教育長（岩崎秀一君） お答えいたします。

保護者の支援に関しては、学校から保護者宛てに通知も出しまして、今カウンセラーが学校に1人配置になっております。そのカウンセラーの方が、お子さんの悩みについて保護者の方で相談があればいつでも受けますよということでスクールカウンセラーとも話を通してありますので、保護者として学校は担任の先生へ相談する。もうちょっと専門的な意見が欲しいなという場合にはカウンセラーと相談する。カウンセラーが相談した内容、情報はあまり外に出せないのですが、それは担任と共有をして、ではこういう悩みは学校だけでは対応できない場合には、どこどこにつなげたほうが絶対子供のためになるよねということを情報共有をして、学校から教育委員会、教育委員会から関係部署への連携をしているということで今フォローアップをしております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。なかなか場所的にこの富岡町というのは、医療もそうですけれども、北、南遠いですよね、すごく。だから、そういう精神的な悩みを抱えているお子さん、親御さん、やはり近場でいろいろ相談をされるのは重要なのですが、そういうのを早く気づいて支援をなさっていただきたいと改めてお願い申し上げます。

それと、就学前までにやっぱり必要な支援につなげて、発達障がいなどを早く発見し、子供と保護者が安心して就学を迎えるため、再度5歳児健診は大変重要であると思います。ぜひとも5歳児健診の実施体制を整備すべきと考えます。これは、また町長にお聞きします。最後に、どういうふうにお考えなのか、町長、お答えください。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） 議員のご提案ありがとうございます。我々も切れ目のない子育てをやりたいと思っていますので、早期に実施できるように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 6 番、高野匠美君。

○6 番（高野匠美君） ありがとうございます。大変期待しておりますので、検討をよろしくお願いいたします。やっぱり5歳児健診を実施することは、いわゆる発達障がいの子供たちの早期発見とその子供たちへの早期支援、そしてそれが子供たちが抱える生きにくさ、困り事の解消と健やかな育ちにつながると思います。ひいては子供たち、保護者、さらには学校全体にもよい影響をもたらすと私は考えておりますので、期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） 6 番、高野匠美君の一般質問を以上で終わります。

続いて、2 番、辺見珠美君の登壇を許します。

2 番、辺見珠美君。

〔2 番（辺見珠美君）登壇〕

○2 番（辺見珠美君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

それでは、大きな1 番、富岡町の奨学金制度について。（1）番、富岡町の奨学金制度は貸与を受けた奨学資金は必ず返還する必要があるが、地域の支えで未来ある若者たちの学業をサポートし、その学びを地域のために生かしてもらえるよう、卒業後に町に戻ってきた若者に対して金銭的負担を軽減する取組としてそのような奨学金制度はどうか。

次に、大きな2 番、子育て環境、特に一時預かりについて。（1）、富岡町を含む双葉郡の現在の子育て環境の調査が地域で活動する市民団体によって実施され、調査結果が5 月に発表された。そこには、子供の一時預かりに関する悩みが多く寄せられたとある。現在富岡町では、一時預かりについて土日は行っていない。また、対象年齢も1 歳6 か月から就学前までの子供までとなっており、1 歳6 か月未満の子供は対象外となっている。保護者からは利用しづらいとの声が上がっているが、町としてはどう考えているのか。

（2）番、社会福祉協議会等と連携しファミリーサポートセンターを立ち上げ、住民の力を借りて子育て環境を充実させるということも考えられるが、町としてはどのような考えを持って子供の一時預かり環境の課題に取り組んでいくのか伺いたい。

以上、3 点についてよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 2 番、辺見珠美君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 2番、辺見珠美議員の一般質問については、1及び2の（1）について教育長からの回答とし、2の（2）については私からのお答えといたします。答弁の順につきましては、まず最初に私から2の（2）について、次に教育長から1及び2の（1）についてお答えいたします。

それでは、2番、辺見珠美議員の一般質問にお答えいたします。2、子育て環境、特に一時預かりについて。（2）、社会福祉協議会等と連携しファミリーサポートセンターを立ち上げ、住民の力を借りて子育て環境を充実させるということも考えられるが、町としてはどのような考えを持って子供の一時預かり環境の課題に取り組んでいくのか伺いたいについてお答えいたします。震災前本町のファミリーサポートセンターは78名の会員が在籍し、相互利用をはじめ、会員同士の交流会も実施されるなど、子育て支援の一翼を担ってまいりました。震災後は会員の皆様が退会され、休止状態が続いておりますが、センターの有効性は今改めて感じておりますので、再開に向けて検討を始めているところであります。現在の制度におけるセンターの業務は、これまでどおり子供の預かりや送迎を行う基本事業と、病児、病後児や宿泊も可とする病児緊急対応事業の2つのタイプがあります。いずれの事業も資格の縛りはありませんが、各自治体が実施する2日間または4日間程度の研修を受講することが必須となっております。今後この制度を町民の皆様へ周知すると同時に、事業への参加希望を伺うなどして、体制が取れ次第再開してまいりたいと考えております。運営主体は、震災前は事業経験のある町民の方に委託しておりましたが、運営方法としてはご質問にありますとおり社会福祉協議会への委託や会員数によっては福祉課での直営も考えられますので、まずは町民の皆様の協力が得られるよう周知、募集などを行い、あわせて事業に協力可能な団体に打診するなど事業再開へ向けて努めてまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 教育長。

〔教育長（岩崎秀一君）登壇〕

○教育長（岩崎秀一君） 1、富岡町の奨学金制度について。（1）、富岡町の奨学金制度は貸与を受けた奨学資金は必ず返還する必要があるが、地域の支えで未来ある若者たちの学業をサポートし、その学びを地域のために生かしてもらえよう、卒業後に町に戻ってきた若者に対し金銭的負担を軽減する取組として、そのような奨学金制度はどうかについてお答えいたします。

富岡町奨学資金については、経済的理由により就学困難と認められる者に対して奨学資金を貸与し、教育の機会均等を図っており、現在は4名の方が利用されております。また、同奨学資金につきましては、本人が死亡した場合の例外規定はありますが、原則返還していただくこととしております。ご提案の富岡町奨学資金の貸与を受けた者が町に戻ってきた場合において、免除や返還金を補填することにつきましては定住の促進や地域活性化を図る上で一つの方法であると考えております。教育委員会といたしましては、既に実施している自治体の制度等を調査し、企画課とも調整を図り、検討してまいります。

次に、２、子育て環境、特に一時預かりについて。（１）、富岡町を含む双葉郡の現在の子育て環境の調査が地域で活動する市民団体によって実施され、調査結果が５月に発表された。そこには、子供の一時預かりに関する悩みが多く寄せられたとある。現在富岡町では、一時預かりについて土日は行っていない。また、対象年齢も１歳６か月から就学前の子供までとなっており、１歳６か月未満の子供は対象外となっている。保護者からは利用しづらいとの声が上がっているが、町としてはどう考えているのかについてお答えいたします。町の一時保育事業につきましては、保護者の就労形態により家庭における児童の保育が継続的に困難となる場合や、保護者の傷病、入院等により緊急及び一時的に児童の保育が必要となる場合及び保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を軽減するために必要と認められる場合に実施しております。対象児童は、町内に住所を有する満１歳６か月から就学前の児童で、対応日時は月曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後５時までとなっており、令和５年度は延べ６１人の児童が利用されました。年齢要件の引下げも含め、議員ご指摘の課題については町政懇談会においても要望があり、必要性は認識しているものの、より高い安全性が求められることから、現在の職員数では対応することは困難であると考えております。教育委員会といたしましては、他自治体の事例等を調査するとともに、必要な職員数の確保のため大学等へ訪問活動を行うなど職員採用にしっかり取り組んでまいります。

○議長（堀本典明君） 再質問に入ります。

２番、辺見珠美君。

○２番（辺見珠美君） ご答弁いただき、ありがとうございます。

１番の（１）について再質問なのですが、再質問というか、こういう事例もあるというような話をさせていただきたいのですが、鹿児島県長島町というところではぶり奨学金制度という制度を行っておりまして、ぶりってお魚のブリなのなのですが、出世魚ということで、その地域はブリが取れる地域なのなのですが、そういうぶり奨学金制度という制度で、卒業後に長島町に定住すれば奨学ローンの返済を町が補填するという取組を行っております。また、社会人を経験して途中から戻ってきても、そこからまた返済というのが免除されるというような感じの仕組みになっております。ちなみに、財源が寄附やふるさと納税で賄っているとなっております。町に縁があれば、みんなで若者を応援するという雰囲気づくりもできるのではと思うのですが、そのようなやり方も検討していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀本典明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） ご提案大変ありがとうございます。奨学金の返還につきましては、先ほど教育長からも答弁があったとおり、いろんな自治体の事案を検討して考えてまいりたいと考えております。まず、富岡町の奨学金制度を利用されている方に関しまして、富岡町に定住、移住されていらっしゃる方に対してどのような手法が取れるかということにつきましては、いろいろと議員ご提案の鹿児島県の例を参考にしつつ、福島県内の事例も参考に検討をしてみたいと考えてお

ります。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） 2番、辺見珠美君。

○2番（辺見珠美君） ありがとうございます。資金とかもどこから出すみたいなのところもあると思うのですが、現在は奨学金の制度の資金は潤沢なののでしょうかというか、どのような感じになっているかお聞かせください。

○議長（堀本典明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） 奨学基金につきましては、基金条例を元に貸出しを行っておりまして、今基金の残高については約4億1,300万円の残高がございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 2番、辺見珠美君。

○2番（辺見珠美君） ありがとうございます。先ほども述べましたが、結構潤沢に資金があるというところもあるのですが、みんなで応援しているという雰囲気づくりというのも必要だと思っていて、町にいる人たちや町に関わる人たちがお金を出し合って将来ある若者の学業をサポートするという雰囲気づくりということで、例えばさっき出しました長島町というところでは寄附をした会社とか、そういう飲食店とかは寄附をしましたよという旗とか、何か協力店舗ですみたいなステッカーを貼ったりとか、そういうような形で町全体でそういう若者の学業をサポートしているという雰囲気づくりというのをやっておりました。なので、資金は潤沢にあるのですが、そういうような雰囲気づくりとしての雰囲気の醸成というのですか、ということも踏まえて、そういう例えばふるさと納税や寄附というのを取り入れてみてはとは思いますが、ご検討をよろしくお願いしますということで、取りあえず1番の（1）は終わりにしたいと思います。

続きまして、2番の子育て環境、特に一時預かりについてのところの（1）番なのですが、先ほど現在の職員数だと難しいところがあるのですというお話がございました。現在の職員の人数が足りていないというところだと思うのですが、例えば前回の求人とかはどれぐらい人が応募してきてとかというのはあるのかを教えてくださいと助かります。

○議長（堀本典明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） 昨年度、保育教諭の採用試験を実施しましたが、申込みはゼロでございました。それを受けまして、2次募集ということで各大学を回ったのですが、昨年度2次募集をしたところ、そちらも申込者はいなかったというような状況でございます。今年度におきましても今募集を行っておりまして、今大学等にも協力要請をしているところでございますが、若干名の応募者数があるというところを現状は聞いております。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 2番、辺見珠美君。

○2番（辺見珠美君） 今お伺いしまして、職員の申込みが前年度はゼロだったというような、結構

厳しい状況もあるのだなということをすごく感じました。これは、本当に何か一案というわけではないのですが、県外の大学とかに行ったりですとか、保育士、幼稚園教諭の資格を持った地域おこし協力隊として募集するという方法もあるのではないかと考えております。私ごとですが、移住の事業を最近までやっておりましたので、感じているのですけれども、地域おこし協力隊という枠でお仕事を探される方って結構いらっしゃいまして、地域おこし協力隊の一覧で検索される方というのもしらっしゃるのです。なので、ほかの自治体でも前例がありましたので、保育士、幼稚園教諭の資格を持った地域おこし協力隊というのを募集するというやり方もあると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀本典明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） ご提案いただき、大変ありがとうございます。まず、職員採用につきまして、大学訪問につきましては、今年度は茨城にある大学につきましても訪問させていただいて、県外の大学にも協力要請をさせていただいているところでございます。

また、先ほどご提案ございました地域おこし協力隊につきましては、すみません、我々が勉強不足というところもございまして、まずは通常の職員採用に全力を向けて取り組んでまいりますが、どうしても職員不足ということであれば地域おこし協力隊の制度につきましても勉強させていただきまして、活用に向けて検討してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） 2番、辺見珠美君。

○2番（辺見珠美君） ありがとうございます。求人を出しても、なかなか人が集まらないというのが富岡町の課題だと思いますので、そこを解決するための一案となればいいかなと思ひまして、ご検討いただけたらと思ひました。

大きな2番の（1）の質問を終わりました、（2）番に移りたいと思ひます。ファミリーサポートセンターについてなのですが、震災前は会員が78名いらっしゃったということで、再開に向けて検討中ということもお伺いしました。会員数によっては福祉課で行うことも考えているということでしたけれども、そういうやってみたいというような、ファミリーサポートセンターに協力したいなっていうような方とかの研修とかを進める必要があると思うのですけれども、そういう意向調査みたいなことをやるという考えはございますでしょうか。そういう協力したいよという意向調査というか。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 意向調査というものは、実施したいと思っております。町長答弁の中でありましたとおり、まずファミリーサポートセンターというものの自体を知っている方もそんなに多くはないはずでございますので、こういった事業になつていきますというようなご案内、それから協力会員になるためには研修も受けていただくというようなぐらいまでをお知らせしまして、その上でご興味のある方いませんかというような形での周知、アンケートができればと考えているところでございます。また、そのアンケートといいますか、それらのやり方につきましては、広報紙面がよろしいのかとか、いろいろありますので、その辺りは今後ふさわしいやり方、手法を選んで実施してまいりたい

いとは考えております。

○議長（堀本典明君） 2番、辺見珠美君。

○2番（辺見珠美君） ありがとうございます。ファミリーサポートセンター自体は、先ほどの高野議員のお話とかでも出てきましたが、檜葉町とか川内村とかではやられているという先行事例ももう近くでありますので、そういうところを見習いながらといいますか、富岡町でもせっかくなので、子育ての環境充実ということで行っていったらなと思っております。私も個人的に興味がありますので、そういう協力会員とかできたらなと思っておりますので、ぜひ取り組んでいただけたらと思います。

では、私の一般質問はこれで以上になります。ありがとうございました。

○議長（堀本典明君） 2番、辺見珠美君の一般質問を以上で終わります。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午前11時55分）

再 開 （午後 零時59分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

続いて、3番、平山勉君の登壇を許します。

3番、平山勉君。

〔3番（平山 勉君）登壇〕

○3番（平山 勉君） ただいま発言の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まず、大きな1番、富岡駅周辺の環境整備について。（1）、富岡駅前の整備は遅れているように見えるが、今後町としてどれくらいのスピード感でどういう考え、方向性があるのか。

（2）、富岡駅東側は漁港やブドウ畑を含めて将来性のある集客資源だと思うが、背後地の利活用などを含めてどのように検討しているか。

大きな2番の（1）、夜の森地区の景観を保全するために、これからの町づくりの一環として歴史的あるいは観光地における景観規制を参考とした建築物の高さとデザイン、屋外広告物などの景観ガイドラインや景観計画をつくって条例化してはどうか。

大きな3の（1）、現状当面この地域には小児科や婦人科ができることは見込めないことから、妊産婦の通院補助や町内の医療施設での妊婦健診サポートを検討することはできないか。すみません。ここ「妊婦健診サポート」とつながっていますが、妊婦健診のサポートと思ってください。

大きな3の（2）、安心して子育てできる環境を整備するため、市町村が実施する事業として認められている病児保育、病後児保育の導入を検討できないか。

以上、5点についてよろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 3番、平山勉君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 3番、平山勉議員の一般質問にお答えいたします。

1、富岡駅周辺の環境整備について。（1）、富岡駅前の整備は遅れているように見えるが、今後町としてはどれくらいのスピード感でどういう考え、方向性があるのか、（2）、富岡駅東側は漁港やブドウ畑を含めて将来性のある集客資源だと思うが、背後地の利活用をどのように検討しているかについては関連がありますので、一括してお答えいたします。町は、平成31年3月に策定した富岡駅前にぎわいづくりアクションプランにおいて、駅前街区及び周辺の整備、事業再開の促進、新規事業者進出への支援、イベント等によるにぎわいづくりなどの取組により、駅前の空間づくりと交流、にぎわい創出を目指すこととしており、富岡駅前の保留地を購入し事業者へ貸出しを行う商業区画と複合交流施設用地及び駐車場兼イベントスペースを準備いたしました。このうち商業区画につきましては、令和4年1月から随時利用者の募集を受け付けているところであり、複合交流施設につきましてはコロナ禍において人流が抑制されたことに伴い、施設規模の再検討と財源の再調整が必要であることから、今後一層慎重な検討が不可欠な状況であります。また、富岡駅東側につきましては、町が町民の皆様の安全を確保するため、平成27年7月に居住するための建築物の新築や増築などを制限する災害危険区域として指定しております。現在は、主に荒廃を防ぐ目的で防災集団移転元地利活用事業に応募した民間事業者によるワイン用ブドウの栽培が行われておりますが、今後も同事業へ応募する事業者を支援するなど、駅前と一体となった快適な空間づくりに努めてまいります。さらに、富岡漁港の再開や県道広野小高線毛萱工区の開通など、観光資源としてのポテンシャルが高い地域であると認識しており、町としても福島相双復興推進機構主体の富岡地区住民主体ワークショップや福島県相馬港湾建設事務所主体の富岡漁港背後地懇談会に参画し、その活性化について探っているところであります。一方で、町内各地区の均衡ある発展の観点から、昨年4月に避難指示の解除が実現した夜の森地区やこれから避難指示解除に向けた取組が本格化する小良ヶ浜地区、深谷地区とのバランス感を大切にしたい町づくりが必要であると考えております。町といたしましては、地域のワークショップや懇談会の意見を参考に、富岡駅前にぎわいづくり検討委員会においてにぎわい創出に関する協議、検討を重ねながら、富岡駅前にぎわいフェス、富岡夏まつりなど、富岡駅周辺でイベントを開催する皆様や県などの関係機関と緊密に連携し、富岡駅前及び周辺における交流関係人口の拡大を図るとともに、小良ヶ浜地区、深谷地区の一日も早い避難指示解除と夜の森地区の再興を含めた町全体の復興、創生を目指してまいります。

次に、2、夜の森の環境整備について。（1）、夜の森地区の景観を保全するために、これからの町づくりの一環として歴史的あるいは観光地における景観規制を参考とした建築物の高さとデザイン、屋外広告物等の景観ガイドラインや景観計画をつくって条例化してはどうかについてお答えいたします。夜の森地区は、かつて桜並木やツツジや住宅地の生け垣等、花と緑の豊かな潤いのある落ち着いた

た住宅環境を備えており、夜の森公園、夜の森つつみ公園の都市計画公園整備が進められ、自然豊かな趣を醸していました。将来にわたる都市景観整備もこの環境保全に努めていく必要があると考えております。ご質問にもありますとおり、町の重要な観光資源でもあり、財産でもある夜の森地区の景観を保全することは、今後町づくりを進める上で極めて重要な課題であると認識しているところであります。夜の森地区の景観は、先人の方々に残していただいた桜並木などによる華やかさと豊かな緑を感じられる優良な環境であることに加え、西側には阿武隈高地が一望できるなど眺望にも優れているのが特徴です。この中で、整然と建ち並んだ住宅等が一体となって景観を形成しております。

次に、現在地区内における都市計画関連の規制についてであります。まず県条例に関するものとして福島県景観条例及び福島県屋外広告物条例があります。景観条例において、富岡町は全域が景観計画区域に位置づけられており、一定規模の建築行為等を行う場合届出が必要となり、また屋外広告物条例においては看板広告物等の設置に際し良好な調和の取れた景観を保つために、その色調や設置方法等が規制されております。加えて、町独自の計画においては用途地域の設定や桜地区の地区計画があります。これらについても市街地の秩序ある町づくりに資するものであり、建物の構造や色調等を規制することで良好な景観の維持にも結びついております。これら条例等により、震災前より夜の森地区の景観は花や樹木などの自然環境と住民生活や経済活動などが一体となった町並みとして形成されていたのではないかと考えております。なお、昨年4月1日に避難指示が解除された夜の森地区ですが、現時点で定住化助成制度の申請が29件あり、町はこの動きを加速させることが夜の森地区の復興に欠かせないものであると考えており、新たな規制等については復興の進捗に合わせて慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、3、子育て支援について。(1)、現状、当面この地域には小児科や婦人科ができることは見込めないことから、妊産婦の通院補助や町内の医療施設での妊婦健診サポートを検討することはできないかについてお答えいたします。小児科、産婦人科は従前から町内にはなかったものの、地区として郡内には所在がありました。ただ、現在においては郡内にもそれら診療科はなく、子供を持つ世帯、妊産婦の方は遠方となるかかりつけの医療機関まで通わなくてはならない状況であり、時間、距離、経費など多くの面で負担が生じております。ご質問の通院補助につきましては、導入している市町村を参考に、本町においても検討してまいりたいと考えるところであります。現在は、国保加入の方を対象に、妊娠16週目以降に係る歯科を含めた医療費の無償化を実施しております。この制度は、郡内では本町のみが実施しているところであり、負担軽減につながるものと考えております。妊婦健診サポートについては、かかりつけの定期受診以外の場面では妊娠34週目に町保健師が各家庭を訪問し、体調面の確認のほか出産に向けたアドバイスなどを行っております。また、出産後ではありますが、医療機関における産後ケアの利用要件を緩和する方向で見直しを行うとともに、利用可能な医療機関の拡大も行ったところであります。今後も情報収集に努め、サポート体制の向上に努めてまいります。

次に、(2)、安心して子育てできる環境を整備するため、市町村が実施する事業として認められて

いる病児保育、病後児保育の導入を検討できないかについてお答えいたします。病児、病後児保育は、児童が病中または病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間に保育所、医療機関等に付設された専用スペース等において一時的に保育を行うもので、安心して子育てができる施設であり、要望する声があることも承知しております。病児、病後児保育の実施に当たっては、看護師等の配置や医療機関の指定、選定、専用の保育場所の確保といった設置面での条件と、病児保育の利用前には医療機関を受診し、利用可となった場合のみ受け入れるといった運営上での条件もあることから、現在ある病児保育事業所の多くは医療機関によって運営がなされているものであります。近隣では、南相馬市の医療機関がこの6月に相双地区で初めて開所予定であり、いわき市においては5か所あることを把握しており、徐々にではありますが、対応可能な事業所が増えてきているといった現状です。本町といたしましても事業実施を目指し、郡医師会や関係機関等に働きかけを行ってまいりたいと考えておりますので、議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 再質問に入ります。

3番、平山勉君。

○3番（平山 勉君） では、大きな1番の（1）、（2）を併せて再質問させていただきます。

駅前のにぎわいづくり検討委員会というものがあったのですね。まず、それを。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 富岡駅前にぎわいづくり検討委員会についてお答えさせていただきます。

富岡駅前にぎわいづくり検討委員会につきましては、富岡駅前にぎわいづくりの実現に向け、求められる機能、施設の設定や持続的に発展させていく仕組みづくりの検討を官民協働で進めるということを目的といたしまして、平成30年2月に設立、第1回検討委員会が開催されてございます。以降、令和3年8月までに合計で10回開催をされております。構成員につきましては、町の商工会、交通事業者であります新常磐交通株式会社、近隣で宿泊業をやっている富岡ホテル株式会社、それから福島県相双復興推進機構、通称官民合同チームと言われているところですが、そういった方々と学識経験者として日本大学の先生等参画していただいておりますが、メンバーは年度によって多い年と少ない年がございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 3番、平山勉君。

○3番（平山 勉君） 令和3年8月までに約10回開催ということでありがとうございます。しかしながら、2017年に竜田駅—富岡駅間が開通してから丸7年、2020年に浪江駅—富岡駅間が開通してからもう4年過ぎたところで、富岡駅を訪れた人は富岡駅が町の顔であるにもかかわらず、何でこんなに変わっていないのだとよく言われます。なおかつ住民の方からは、何年たってもこのままだと、やる気ないのではないのかって自分が言われてしまうこともあります。そういうところからして、もし活性化委員会が今やってなくて止まっているというのであれば、例えば今のままでもしょうがないの

かもしれないけれども、町としてはこういう方向を考えていて、これからこういう方向に持っていくというのを町民に分かりやすく示し続けるのが大事なのではないかなと。あるいは、活性化委員会があったのであればもう一回集まってみて、もう一回検討してみようという、そういう姿勢もなくて、今のまんま放置されていたらやっぱり見捨てられたのかなと思ってしまうのではないかなと思いますので、その辺どう考えているかお聞かせください。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ありがとうございます。駅前にぎわいづくりアクションプランというものの、先ほど町長の答弁でもございましたが、平成31年の3月に策定したプランがございます。そちらに基づきまして、こちら富岡駅前のにぎわいづくりの取組をやってきたところでございます。話がそれますが、こちらのアクションプランの具体的な取組と現在の進捗状況をお伝えさせていただきたいと思います。

富岡駅前にぎわいアクションプランというものでございますが、こちらはまず1つ目、駅前街区及び周辺整備と事業再開の促進ということを掲げまして、富岡駅前の計画的な整備や保留地処分に向けた公募、各種支援策を活用した事業再開支援などを行ってございます。具体的には、曲田土地区画整理事業によります保留地を町が購入いたしまして、商業区画として民間事業者へ貸し出すことをやっております。さらに、駐車場兼イベントスペースとして駅前広場を活用していただいているところでございます。

2つ目といたしまして、新規事業者進出への支援ということで、新規事業者への情報発信や各種支援策を活用いたしました起業支援ということで、貸出し事業と併せまして県や町独自の創業補助金等の周知、案内を行っているところでございます。さらに、イベント等によりますにぎわいづくりといたしまして、地区のお祭りやイベント等の企画の開催場所として使っていただくということを目的といたしまして、こちらにつきましては、昨年度でございますが、駅前にぎわいフェスで約1,000人の方々にお越しいただいております。漁港での夏祭りということで、2,800人ほどの皆様にご来場いただいているということで、こちら駅前の皆様、それから有志によります手作りイベントの支援ということで、町としてもこちらにも注力していきたいと考えてございます。

先ほど町長答弁にもございましたが、複合交流施設につきましてはコロナ禍によります人流の変化、それから物価高騰等でその規模、機能、そして財源調整に至るまで一層慎重な再検討が必要ということでございます。町といたしましては、まず2番目、3番目に申し上げました新規事業者への進出の支援、それからイベント等によりますにぎわいづくり、こちらに注力させていただきたいと考えてございます。先ほどの話に戻りますが、検討委員会につきましては今年度予算も取ってございますので、検討委員会再開してまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 3番、平山勉君。

○3番（平山 勉君） 答弁ありがとうございます。すばらしい計画があるのですね。というところで継続して、町のホームページも新しくなったことですので、新規参入事業者を求めるのであれば、分かりやすく発信することがとても大事なかなと思います。いろんな発信ツールがあると思うので。今までの富岡町、ほかの町村に比べて、どうしても発信下手というところが目立ってしまっていますので、やっぱり参入してくる事業者増える、減る、それは発信の方法一つだと思いますので、その辺留意しながら頑張してほしいと思います。ありがとうございました。

続きまして、大きな2番の（1）、夜の森地区に移りたいと思います。先ほど県の景観条例のことを町長にお話ししていただきましたけれども、県が施行する景観条例と、あと市町村が施行する景観条例があるのです、世の中には。いろいろ調べたのですけれども、市町村が施行する景観条例だけでも大体600ぐらいは日本中にあるというところで、歴史的な景観が残っている市町村とか、自然が豊かな市町村とかというところがやっぱり多いのですけれども、そういうところはどうやって条例をつくっているかという、市町村が景観行政団体になれるのです。景観法の中にそういう縛りというのか、ルールがあって、そこで景観計画をつくって、景観条例をつくるという段取りにはなっているのですけれども、県の条例の下にあるよりも、やっぱり富岡町独自にそういうものがあつたほうがインパクトが強いのではないかなと。双葉郡でまだ施行しているところはありません。富岡町が夜の森の桜をどれだけ大事にしているのか、どれだけ誇りに思っているのかというところをやっぱり世間にアピールする。あるいは、50年後の町づくり、景観づくりを目指すというところとして自分は話しているのですけれども、この条例を例えば来年とか再来年とか今すぐ決めたからといって、何かすぐに変わるものではないと思っています。やっぱり50年後に未来の夜の森に住む人たちがいいところだなと思ってもらえる。あるいは、外から来た人が夜の森はいつ来ても美しい景観があつていいねと思ってもらえる。それこそがやっぱり未来に残す、今だからできることでもあると思っているのです、それは。なぜかという、建物がほぼないからというところが一つのチャンスでもあると思っているのです。逆に建物が残っている状態でこの条例をやろうと思ったら到底難しい。既にあるものを変えろと言えませんから、自分の考えとしては、今だからこそ検討する価値があるものだ。別に条例でなくても構わないと思っています。まず、景観計画をつくって、みんなでわいわいと話し合うことができるのであれば。なおかつ建物を建てる人が規制というよりはまず相談する、こういうのを建てようと思っていますけれども、どうですかねと、それを相談するような窓口をつくるとか、まずそういうところが第一歩として考えられるのではないかなと自分の中では思っています。先ほど町長からいろいろ検討させていただきますという返事をいただきましたので、この質問はここで終わらせてもらいます。

では、3番の（1）、これは先ほどの高野議員と辺見議員の質疑の中で大分かぶるところも出てしまったので、そういうところは省かせていただきます。その中で確認なのですけれども、通常妊婦が母子手帳を頂くと補助券というやつをいただきますよね。分かりますか。補助券。妊婦健康診査

受診券、通称補助券というものを頂くのですけれども、うちの奥さんもやっぱり妊娠したときに母子手帳をもらってその補助券を頂きました。この補助券、妊婦健診のときに使える補助券なのですけれども、その顔は分からないということかな。では、後ほど教えていただければ大丈夫です。妊婦健診の補助券、これ町村によって額が違うそうです。多いところは十何万円とか、少ないところで6万円、7万円とか、そういう額が違うところでもあるので、富岡町の現状はどうかと今お聞きしようと思ったのですけれども、後日で大丈夫です。では、聞きます。妊婦健診補助券、現状幾らついているでしょうか。お願いします。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） ただいまのご質問でございますが、ご推測のとおり、受診券なるもの、またそれに代わる名称、似たようなものというもの、私今の時点で存じ上げておりません。したがって、補助の金額というところも頭にはない状態でございます。今分かっているのは、妊娠されてから出産、出産後に至るまでの妊婦健診の回数ですとか、そういったものでしたら把握しておりましたので、一応ここでご紹介したいと思います。

妊婦健診、出産前につきましては14回、それから出産準備として1回、それから産後の健診として2回、計17回の出産に係る健診があるということでございます。

○議長（堀本典明君） 3番、平山勉君。

○3番（平山 勉君） 何か無理なことを聞いてすみません。ちなみに、役場の子育て応援事業についてというところ、ホームページ見させていただくと、いろいろあるのです。出産応援給付金、妊婦1人当たり5万円、子育て応援給付金、対象児童1人当たり5万円っていろいろあるのですけれども、これは恐らく妊婦健診とは別物なのかなという気もするので、やっぱり後日でいいので、その辺教えていただければと思います。

なおかつ役場の出産・子育て応援事業についてというページの中に、出産・子育て応援事業についてというリンクがあるのですけれども、そのリンクに飛ぶとお探しのページを見つけることができませんでしたってなっていましたので、自分もいろいろ調べたかったのですけれども、お探しのページ見つけれなかったというところなのです。これ早急に直していただけると自分も調べることができるし、何か知りたい人がいろいろ知ることができるのではないかなと思いますので、そこら辺を早急をお願いしたいと思います。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 大変申し訳ございません。この4月からホームページリニューアルしております。好評はいただいているのですが、議員ご指摘のようなページ若干見受けられております。そういったところ、私どもも庁舎内、有効な情報をより正確に、そして早く提供できるように庁内全域で調整を図りながらアップしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ご迷惑をかけて申し訳ございませんでした。

○議長（堀本典明君） 3番、平山勉君。

○3番（平山 勉君） よろしくをお願いします。

では最後に、病児保育、病後児保育の件に移りたいと思います。これ前からいろんなところで言ったりはしてきたことなのですけれども、国の補助が出るのです、この事業には。市町村が実施する事業として認められ、国から補助が出る。正確に言うと、3分の1が国、3分の1が県、町の負担は3分の1なのです。そういう事業なのです。なので、導入しても大分予算的には助かるのではないかなという、そういう事業になっています。施設型、訪問型、いろいろありますけれども、現状は富岡町の中には立派なこども園があって、支援センターがあって、あとは人かなというところだと思います、自分の中では。施設の給食室もちゃんとありますし、個室の部屋もあるというところで、本当にあと人だけそろえば、この制度は富岡町は実施できるのではないかなと思っています。自分の知り合いのそういう専門家の方もいらっしゃるのですけれども、その人の話を聞いてもできるということを言っていました。もちろん予算の組み方とかいろいろあると思うのですけれども、ただ議員の方も、役場の方も未来のため、子供のためって皆さんおっしゃいます。でも、実際そこにどれぐらいの予算を割けられるかというのが、本当に富岡町が子供のため、未来のために認められる、そういうポイントの一つなのではないかなと思っていますので、ぜひともこういうところ検討していただければと思います。その中で、1つ参考になるかどうか分からないのですけれども、大熊町は今年の4月から看護師を常駐させるようになりました。富岡町がもし看護師を常駐させることができればこの制度できます。それもやっぱり人件費とか運営費、そういう話になってくると思うのですけれども、そこもやっぱり将来のため、子供のため、町のためというのであれば、そこに予算を、どこに一体予算を割けば未来のためになるのだと考えたときに、やっぱりそこはひとつ前向きに考えてほしいところではあるかなと思いますので、ひとつよろしくお願いします。これ誰に聞けばいいですか。よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） お答えいたします。

病児、病後児保育につきましては、ご質問にありましたとおり国、県からの補助があり、財政上は執行可能と考えているところでございます。あと、課題としましては人の問題でありまして、人というのは看護師、それから医師、それから町長答弁にありました診療前受診というものがございます。その辺りがネックと考えているところでございます。厚労省で求めている配置基準としましては、看護師、准看護師、助産師、保育士等であればということなのですけれども、やはり例えば保育所ですと幾ら個室があったとはいえ、健康なお子様もいて、感染、病気の蔓延等が危惧されますので、正しい看護などをしていかななくてはいけないというところがございます。したがって、やはりどの病後児、病児保育をする施設においても診療前受診というのは求めているところでございまして、それにより診療情報を得る、すなわち適切な保育、看護ができると。初めてそういった状況になって、この病児、病後児保育が成立するものだと思います。繰り返しになりますけれども、看護師というのは

役場職員の中にもその資格を持った者もおりますので、単に配置という点では可能だと思いますが、やはりそこに異動してしまうと、違う部署での人的な配置というものもございますので、そこはクリアしていかななくてはならないというものがございます。あとは入室前受診、その辺りが整備される、それを診ていただける先生がいる。それから、これ付け加えになりますけれども、万が一病児保育中に体調に異変があった場合に緊急で診ていただける、そういった道筋もつくっておかなくてはならないという部分もありますので、様々ハードルはあるわけですが、実現に向けて検討、調整などはしていきたいと考えているところでございます。

○議長（堀本典明君） 3番、平山勉君。

○3番（平山 勉君） 検討ありがとうございます。自分もそんなすぐにはできる制度ではないと思っています。ただ、先ほど言ったようにちゃんと検討していますよというところをやっぱり町民に見せてほしいなと。これもやっぱり情報の発信の仕方一つなのではないかなと思っていますので、関係各所の方皆さんで協議していける場があるとありがたいなと思っています。なぜこれをこの場で言っているかという、すごく身近な話なのです、これ。お子さんが例えば熱が出たときに、親御さんが引取りに行かなければいけないというわけです。そうすると親御さんも大変だと。その親御さんが、実はうちのホテルで、会社で働いている親御さんが抜けて、子供迎えに行ったら仕事を休まなければいけない。そういう間接的に困ったことがあってもこっちも起きてしまう。なので、子供のためもあるし、親御さんのためにもあるし、会社、社会のためでもあると。ただでさえこの地域は人手不足で、なかなか働く人が集まらなかったり、少なかったりする中で、さらにそこで抜けてしまう、これが本当に困ったことでもあるので、そういう身近な問題でもあるということをご理解いただいて、皆さんで協議する場ができていければいいなと思っています。

私からは以上で大丈夫です。

○議長（堀本典明君） 3番、平山勉君の一般質問を以上で終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（堀本典明君） 次に、日程第7、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、報告第4号 令和5年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、報告第4号 令和5年度富岡町繰越明許費繰越しの報告につ

いてご説明いたします。

令和５年度一般会計予算の繰越明許費設定事業、第２款総務費、第３項戸籍住民基本台帳費、事業名、住民基本台帳関係事務費、限度額644万7,000円ほか９件の事業について、報告第４号記載のとおり、歳出予算の経費の一部または全部を地方自治法施行令第146条第１項の規定により令和６年度へ繰り越したので、同法同条第２項の規定に基づき報告するものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第４号 令和５年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を終わります。

次に、報告第５号 令和５年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） それでは、報告第５号 令和５年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について内容をご説明いたします。

本件は、令和５年第６回富岡町議会定例会において、公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）として上程し、議決をいただきました繰越明許費、第１款事業費、第１項下水道事業費、事業名、公共下水道整備事業、翌年度繰越額2,800万円について、地方自治法施行令第146条第１項の規定により令和６年度へ繰り越しましたので、同条第２項の規定に基づき報告いたします。

説明は以上です。

○議長（堀本典明君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第５号 令和５年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を終わります。

次に、議案第34号 専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（大館衆司君） それでは、議案第34号 専決処分の報告及びその承認についての内容をご説明いたします。

地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する法律及び政令並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和6年3月30日に公布され、4月1日に施行されることに伴い、富岡町税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法の第179条第1項の規定に基づき、令和6年4月1日付で専決処分をさせていただきましたので、同法の同条第3項の規定によりご報告し、ご承認をお願いするものであります。

今回の改正は、地方税法及び地方税法施行令等の一部改正に伴う町の税条例の改正であり、その内容といたしましては、住民税の定額減税や土地に係る固定資産税の負担調整措置の継続などとなっております。

それでは、議案第34号別紙資料の富岡町税条例の新旧対照表によりご説明いたします。1ページから御覧ください。寄附金の税額控除を規定する第34条の7は、同条の第1項中の「若しくは金銭」及び同項第1号中の「又は金銭」を削り、同項第1号ケの「所得税法第78条」以下の下線部の文言を改正案の記載の文言に改めるものでございます。

町民税の減免を規定する第51条は、同条の第2項中の「によって」を「により」に改め、同項に記載のただし書を加え、第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には、」にそれぞれ改めるものです。

固定資産税の非課税を規定する第56条は、同条の「第64条第4項」を「第152条第5項」に改めるものでございます。

固定資産税の減免を規定する第71条は、同条の第2項中「によって」を「により」に改め、同項に記載のただし書を加え、第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には、」にそれぞれ改めるものです。

特別土地保有税の減免を規定する第139条の3は、同条の第2項中「によって」を「により」に改め、同項に記載のただし書を加え、第3項中「によって」を「により」に改めるものです。

公益法人等に係る町民税の課税の特例を規定する附則第4条の2を削り、医薬品等購入に係る医療費控除を規定する附則第6条は、条文中の「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改め、附則第7条の4の次に定額減税に係る令和6年度分の個人の町民税特別税額控除に係る規定を附則第7条の5から第7条の8まで記載のとおり新設するものです。

13ページを御覧ください。肉用牛の売却に係る事業所得の課税の特例を規定する附則第8条は、同条の第2項中の「前条」を「附則第7条の4」に改め、第3項中の「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に改め、「とあるのは、」の読点を削り、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは」以下の記載の文言に改めるものでございます。

14ページを御覧ください。固定資産税の課税標準の特例を規定している附則第10条の2は、同条の第12項の次に記載の文言のとおり第13項を新設し、現行の第13項から第15項まで項中の「第2号」とあるところを「第3号」に改めた上、第13項から第15項の項番号を第14項から第16項とし、現行の第16項から第18項まで項中の「第3号」とあるところを「第4号」に改めた上、第16項から第18項まで項番号を第17号から第19項とし、改正案第19項の次に記載の文言のとおり第20項を新設し、現行第19項は項中の「2分の1」を「3分の2」と改めた上で第21項とし、現行第20項は項中の「第38項」を「第37項」と改めた上で第22項とし、改正案の第22項の次に記載の文言のとおり第23項を新設し、現行第21項は項中の「第42項」を「第41項」、「2分の1」を「3分の1」と改めた上で第24項とし、現行第22項は項中の「第43項」を「第42項」、「2分の1」を「4分の3」と改めた上で第25項とし、現行の第23項、第24項をそれぞれ第26項、第27項とするものでございます。

新築住宅等に係る固定資産税の減額手続を規定する附則第10条の3は、同条の第2項の次に記載の文言のとおり第3項を新設し、第3項から第7項までそれぞれ1項ずつ繰り下げ、それぞれ第4項から第8項にし、第8項は項中の「第8項」を「第9項」に改め、第9項とし、第9項は項中の「第9項」を「第10項」に改め、第10項とし、第10項は項中の「第10項」を「第11項」に改め、第11項とし、第11項は項中の「第11項」を「第12項」と改め、第12項とし、第12項は項中の「第16項」を「第17項」に改め、13項とし、第13項は項中の「第17項」を「第18項」に改め、第14項とし、現行の第14項を第15項とするものです。

土地の固定資産税の特例に関する用語の意義を規定する附則第11条は、見出し中の「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、土地の価格の特例を規定する附則第11条の2は見出し及び第1項、第2項中の「令和4年度」とあるところを「令和7年度」に、「令和5年度」とあるところを「令和8年度」にそれぞれ改めるものです。

18ページ中段を御覧ください。宅地等の固定資産税の特例を規定する附則第12条は、同条の見出し及び第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」にそれぞれ改め、第1項中「商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5」及び「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、第2項及び第3項条文中の「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度分から令和8年度分までの各年度分」に改め、第4項及び第5項条文中の「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改めるものです。

20ページ中段を御覧ください。農地に対する固定資産税の特例を規定する附則第13条は、同条の見出し及び条文中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」にそれぞれ改め、同条の「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削るものです。特別土地保有税の課税の特例を規定する附則第15条は、同条の第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に

改め、第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改めるものです。

21ページ中段から24ページを御覧ください。附則の第16条の3から第20条の3まで各種課税の特例を規定しておりますが、各条に記載のとおり定額減税に関連する特別税額控除の対象となる所得額、所得割の額を規定する条文を新設するものです。

説明は以上になります。ご承認方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（堀本典明君） 本日はこの程度にとどめ、明日20日午前9時より会議を開きます。

それでは、これにて散会いたします。

散 会 （午後 2時00分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年 月 日

議長 堀 本 典 明

議員 平 山 勉

議員 佐 藤 啓 憲

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和6年第3回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

令和6年6月20日（木）午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第35号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第36号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第37号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第38号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第39号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第40号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第41号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第42号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第43号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第44号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第45号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第46号 工事請負契約について

議案第47号 令和6年度富岡町一般会計補正予算（第1号）

日程第3 委員会報告

1、総務文教常任委員会報告

2、産業厚生常任委員会報告

3、議会運営委員会報告

4、議会広報特別委員会報告

5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番 安藤正純君

2番 辺見珠美君

3 番 平 山 勉 君
 5 番 渡 辺 正 道 君
 7 番 宇佐神 幸 一 君
 9 番 渡 辺 三 男 君

4 番 佐 藤 啓 憲 君
 6 番 高 野 匠 美 君
 8 番 高 橋 実 君
 10 番 堀 本 典 明 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町 長	山 本 育 男 君
副 町 長	宮 川 大 志 君
副 町 長	竹 原 信 也 君
教 育 長	岩 崎 秀 一 君
会 計 管 理 者	斉 藤 一 宏 君
総 務 課 長	志 賀 智 秀 君
企 画 課 長	杉 本 良 君
税 務 課 長	大 舘 衆 司 君
住 民 課 長	篠 田 明 拡 君
福 祉 課 長	飯 塚 裕 之 君
健康づくり課長	黒 澤 真 也 君
生活環境課長	猪 狩 力 君
産業振興課長	原 田 徳 仁 君
都市整備課長	大 森 研 一 君
教育総務課長	松 本 真 樹 君
生涯学習課長	坂 本 隆 広 君
郡 山 支 所 長	佐 藤 邦 春 君
いわき支所長	猪 狩 直 恵 君
総務課課長補佐 兼 管 財 係 長	新 田 善 之 君
産 業 振 興 課 長 補 佐	佐 藤 美 津 浩 君
代表監査委員	坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

議事	会務	事務局	局長	遠	藤	博	生
議副兼	会庶務	主務係	局幹長	杉	本	亜	季
議庶	会務	事係	局主事	高	橋	優	斗

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（堀本典明君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（堀本典明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長（堀本典明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

5番 渡 辺 正 道 君

6番 高 野 匠 美 君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（堀本典明君） 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第35号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから議案第44号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでを一括議題といたします。

議案第35号から議案第44号まで、続けて総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。議案第35号から議案第44号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、富岡町農業委員会委員の任期が令和6年7月7日をもって満了となりますので、本委員会の委員に塚野芳美氏、林秀樹氏、石井功氏、笹山光政氏、佐藤清隆氏、渡邊康男氏、猪狩秀信氏、深谷昇氏、小坂竜也氏、山口輝久雄氏の10名を任命いたしたく、ご同意をお願いするものであります。

農業委員会委員の任命につきましては、公正性及び透明性を確保する必要があるため、農業委員会

等に関する法律第9条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則第4条第1項の規定に基づき委員候補者の募集を行い、定数10名に対し10名の応募があり、5月15日開催の富岡町農業委員会委員候補者評価委員会において、農業の識見、地域農業の再生、発展への意欲、農業者等からの信頼性、農業以外の地域との関わりなどの観点で評価がなされ、農業委員会委員として適任であるとの答申をいただいております。

このように、候補者10名は本町における農業の復興を進める上で必要となる豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともに優れた方々であり、農業委員会委員として適任であると考えておりますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀本典明君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。議案第35号から議案第44号まで一括して質疑を承ります。質疑ございませんか。

8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） 議案第44号の山口輝久雄さんの経歴などを教えてもらえれば。初めて出てきた人かなと思うのだけれども、産業厚生常任委員会所管だと思うのだけれども、この中でも説明がないもので、よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ご質問にお答えさせていただきます。

山口輝久雄さんでございますが、この方は農業委員会等に関する法律に基づき、中立委員という立場で応募をされたものでございます。プロフィールを簡単にご紹介させていただきます。山口輝久雄さんは、北海道出身で、平成2年に当町に移住してきたという方でございます。町内の企業に勤務され、海外事務所にも3年間ほど勤めていたほど識見が高い方でございます。また、退職後でございますが、いわき市にある病院に勤めるなど、様々医療関係、さらには現在は福祉関係の保護司会会長などを務めている方でございます。加えて、町の事業であります、社協開催事業でございますが、介護予防事業などに積極的に参加する、また選挙時における投票立会人などを積極的に承っていただく、ご協力いただくという方でございますので、町事業にも広く関わっている方でございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） 今の説明の中に農業関係の実績は全然ないのですか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 農業関係に関する実績は特にございません。なお、この中立委員であります、極端な例で申し上げますと未成年でもなれるというのが法の立てつけでございます。しかしながら、農業委員という立場でありますので、そういう方が中立で応募された場合、また同意された場合については、その農業に関する知識を勉強する機会を十分に与えることということがもう既に決まっておりますので、これからでございますが、一生懸命勉強していくという姿勢もあります。

し、農業委員の方々のご協力をいただきながらまた勉強し、共に進んでいきたいと考えてございます。

○議長（堀本典明君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

それでは、議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第35号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（堀本典明君） ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（堀本典明君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（堀本典明君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（堀本典明君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、安藤正純君、2番、辺見珠美君、3番、平山勉君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（堀本典明君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成7票、反対2票。以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第36号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（堀本典明君） ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（堀本典明君） 投票用紙配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（堀本典明君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第84条の規定によ

り否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（堀本典明君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、佐藤啓憲君、5番、渡辺正道君、6番、高野匠美君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（堀本典明君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成9票、反対ゼロ票。以上のとおり賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（堀本典明君） ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（堀本典明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（堀本典明君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（堀本典明君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、宇佐神幸一君、8番、高橋実君、9番、渡辺三男君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（堀本典明君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成9票、反対ゼロ票。以上のとおり賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（堀本典明君） ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（堀本典明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（堀本典明君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（堀本典明君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、安藤正純君、2番、辺見珠美君、3番、平山勉君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（堀本典明君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成9票、反対ゼロ票。以上のとおり賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（堀本典明君） ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（堀本典明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（堀本典明君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（堀本典明君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、佐藤啓憲君、5番、渡辺正道君、

6 番、高野匠美君、以上 3 名を指名いたします。

よって、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（堀本典明君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成 9 票、反対ゼロ票。

以上のとおり賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（堀本典明君） ただいまの出席議員は 9 名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（堀本典明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（堀本典明君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（堀本典明君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、宇佐神幸一君、8番、高橋実君、9番、渡辺三男君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（堀本典明君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成8票、反対1票。以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（堀本典明君） ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（堀本典明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（堀本典明君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応

じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（堀本典明君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、安藤正純君、2番、辺見珠美君、3番、平山勉君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（堀本典明君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成9票、反対ゼロ票。以上のとおり賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時20分まで休議いたします。

休 議 （午前10時04分）

再 開 （午前10時15分）

○議長（堀本典明君） 再開します。

次に、議案第42号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（堀本典明君） ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（堀本典明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（堀本典明君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（堀本典明君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、佐藤啓憲君、5番、渡辺正道君、6番、高野匠美君、以上3名を指名いたします。

よって、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（堀本典明君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成9票、反対ゼロ票。以上のとおり賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（堀本典明君） ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（堀本典明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（堀本典明君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（堀本典明君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、宇佐神幸一君、8番、高橋実君、

9 番、渡辺三男君、以上の 3 名を指名いたします。

よって、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（堀本典明君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成 9 票、反対ゼロ票。
以上、賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 44 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第 44 号 富岡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（堀本典明君） ただいまの出席議員は 9 名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（堀本典明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（堀本典明君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（堀本典明君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、安藤正純君、2番、辺見珠美君、3番、平山勉君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（堀本典明君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成8票、反対1票。以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件につきましては、さきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（大舘衆司君） それでは、議案第45号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、上位法である地方税法施行令の改正及び令和6年度の国民健康保険税の税率変更等に伴う所要の改正を行うものであります。地方税法施行令の改正に伴う改正として、負担能力に応じた医療負担の観点から、国民健康保険税に係る課税限度額が後期高齢者支援金で22万円から24万円に改められ、また経済動向を踏まえ、低所得者に対する国民健康保険税の軽減を行うための判定所得額が5割軽減では29万円から29万5,000円に、2割軽減では53万5,000円から54万5,000円に引き上げられる内容になります。また、令和6年度の国民健康保険税を算出するに当たっては、保険税の必要額が減額となったことから、令和6年度の保険税率は前年と比べ引下げとなる改正内容となっております。

それでは、議案第45号別紙資料、富岡町国民健康保険税条例新旧対照表によりご説明いたします。

資料25ページを御覧ください。第2条、課税額の改正については、同条第3項において後期支援金分の限度額を「22万円」から「24万円」にそれぞれ改めるものです。

第6条は、後期高齢者支援金分に係る改正で、所得割額の算定率を「100分の2.82」から「100分の2.30」に改めるものです。

第8条は、介護納付金分に係る改正で、所得割額算定率を「100分の2.80」から「100分の2.50」に改めるものです。

国民健康保険税の軽減を規定している第23条は、第1項条文中の「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中の「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中の「53万5,000円」を「54万5,000円」に改めるものです。

なお、本条例の改正案は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものです。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） それでは、議案第46号 工事請負契約についてを説明させていただきます。

本事業は、農業水利としてのため池機能の保全を図るとともに、堆積している放射性物質が下流域

に拡散することを防止するため、堆積している底質をしゅんせつ工法によって除去する工事であります。本町においては、ため池放射性物質対策工事、こちらは平成29年度から実施しており、これまで15のため池の対策工事が完了しております。本定例議会に上程いたしました甚吾沢ため池につきましては、令和5年4月1日に避難指示解除がされた旧特定復興再生拠点区域内に位置しており、このため池の放射性物質対策工事は初めて実施するものでございます。

それでは、工事請負契約の締結について説明をさせていただきます。議案第46号別紙資料1、1ページ、工事請負契約書を御覧いただきたいと思います。令和6年5月23日に指名競争入札が執行された結果、予定価格以下でありましたので、工事請負の仮契約をいたしました。

工事の名称は、甚吾沢ため池放射性物質対策工事であります。工事の場所は、富岡町大字本岡字新夜ノ森地内。工期は、議会の議決を得た日から3日を経過する日から令和7年3月21日までとし、工事請負代金の額は1億6,500万円。契約の相手方は、株式会社高葉建設、代表取締役、高橋大樹であります。

2ページ目には特約条項、3ページには入札状況調書を添付しております。

次に、本工事の概要を説明いたします。5ページ、別紙資料2を御覧いただきたいと思います。本工事は、ポンプしゅんせつ工法を用いた底質除去であります。除去した水分を含む底質は、土と水を分けるため沈殿処理及び脱水処理を行い、土は耐候性大型土のう袋で場内に一時保管し、後に環境省が仮置場へ搬出、水はため池に戻すこととし、濁水の流出防止対策をいたします。工事の数量としましては、ため池面積約4,000㎡のうち、底質除去面積は約3,500㎡。除去の厚さは0.3メートルであります。令和5年10月に実施しました放射性物質濃度の調査結果として、最大値が乾土1キログラム当たり4万4,974ベクレルであったこと。資料中ほどには、ため池の位置、右側には対策工事の範囲を示しておりますので、ご確認をいただきたいと思います。また、下段には概略工程を示しました。工事請負者と密に打合せを実施し、手戻りがないよう進めてまいります。

説明は以上であります。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ため池の放射性物質除去工事、大部分のため池は終わっているのかなと思うのですが、一番町なかのため池が残っているということで入札執行されて、1回目の入札でこれ予定価格の範囲に入ってこなかったのだと思うのですが、2回目、辞退が4社も出ているのですね。この辞退の意味。というのは、指名競争入札ですので、町から要は仕事をやってくださいよとお願いされているにもかかわらず辞退というのは普通はあり得ない。民間だったらもう辞退すれば次からは絶対頼まれないというような状況のはずなのです。1回目の価格が予定価格より上で、多分落札者が決まらなかったと思うのですが、2回目、落札者が決まっているのですが、予定価格から何%でこの金額になっているか。恐らく90%以上はいつていると思うのですが、辞退するとすれば、これ以上安くし

たのではうちはできないよという考え方であれば理解できるのです。そこまでは全然いっていない金額なのかなと思うのですが、この辞退の含み、指名延長ですか、分かれば教えてください。

○議長（堀本典明君） 副町長。

○副町長（宮川大志君） お答えいたします。

こちら入札、指名競争にて執行したところでございます。議員おただしのとおり、辞退4社というところでございますが、こちら各企業等この工事の費用対効果を恐らく計算されて今回辞退ということになったと認識をしてございます。

あとは落札率でございますが、今こちらでは97.2%というところで把握しているところでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 97.2%ということは、恐らくこれ以上下がったのではできないなんていう数字ではないと思うのです。それに辞退の会社が4社も出るということは私は理解できないのです。だから、理由があればやっぱりきちっと聞くべきだと思うし、これからの入札にも関わってくるのかなと思うのです。富岡町のAランクですから、これね。Aランクの入札ですから、もう少し真摯にやっぱり入札に参加した以上はやっていただきたいと。ましてや、あと1社は1回目の一番低い価格より高い価格入れているのですね。だから、2回目に関しては、きちっと入れた会社は2社しかないということなのです、7社のうちね。ひどい入札だと私は思うのですが、その辺はどう考えていますか。

○議長（堀本典明君） 宮川副町長。

○副町長（宮川大志君） お答えいたします。

こちらの2社、金額を入れていただいておりますが、3社のうちの2社ですね、こちらについても企業で費用対効果を考えられてのことだと考えておりますが、議員おただしのとおり、入札を辞退された会社について、そちらの要因などを入札後にヒアリングするなど、次の指名競争入札の指名において事務局で参考となる情報をヒアリングなどさせていただいて、適正な入札に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 令和6年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、議案第47号 令和6年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の内容をご説明申し上げます。

今回の予算補正は、令和6年度に実施される定額減税に伴い、減税可能額が減税前税額を上回る者に対する調整給付に係る経費や令和6年度課税において新たに住民税非課税となった世帯に対する給付及び令和5年度課税において住民税非課税世帯であった者に対する子育て加算分の給付に要する経費のほか、組織の一部改編に伴う係の新設による人件費などについて必要な予算補正を行うものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,270万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億4,015万4,000円とするものです。

それでは、第1表、歳入歳出予算について説明いたします。3ページをお開き願います。初めに、歳入について申し上げます。第14款国庫支出金、第1項国庫負担金59万4,000円の増額は、児童手当負担金59万4,000円の増によるものです。同款第2項国庫補助金9,559万7,000円の増額は、子育て加算分を含む住民税非課税世帯への給付及び定額減税に係る調整給付の財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金9,559万7,000円を予算計上したことによるものです。

第18款繰入金、第2項基金繰入金4,651万6,000円の増額は、歳入の不足額を補填するために、財政調整基金から4,651万6,000円を繰入れするものです。

次に、歳出についてご説明いたします。4ページを御覧ください。第2款総務費、第2項徴税費57万8,000円の増額は、町税賦課システム管理委託料57万8,000円の増によるものです。

第3款民生費、第1項社会福祉費1億3,983万5,000円の増額は、定額減税に伴う調整給付に係る新たな経済に向けた給付金6,974万2,000円の増、子育て加算分を含む住民税非課税世帯への給付に係る物価高騰対応経済対策給付金事業費2,585万5,000円の増、係の新設に伴う給与費4,343万8,000円の増、自立支援事業費において委託料80万円の増によるものです。

第3款民生費、第2項児童福祉費63万4,000円の増額は、児童福祉事務所経費63万4,000円の増によるものです。

第4款衛生費、第1項保健衛生費12万円の増額は、母子保健事業費12万円の増によるものです。

第9款消防費、第1項消防費154万円の増額は、北部防災備蓄倉庫防草シート敷き込みに係る防災事務所経費154万円の増によるものです。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方法については、慣例により歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることといたします。

それでは、歳入の部から入ります。8ページをお開きいただきたいと思います。8、9ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 10、11ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 12、13ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 14、15ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 16、17ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 18ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今説明があった防災倉庫の防草シート敷き込み、これ前に委員会で屋上の防水シートが剥がれたやつをそっちに転用するという説明を受けた経緯あるのですが、多分そうだと思うのです。防草シートと防水シートは全く違う役割なものですから、防水シートを張って問題ないのですか。確かに防草シートよりはもう、全くシャットアウトしますから、草は生えないと思うのですけれども、水も何にも下に通していかないですよ。そういう部分で問題はないのかな。問題がなければいいのですけれども、どうでしょう。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） 議員今おっしゃられましたように、防草シートとして活用するという考えでございまして、実際のものを確認しておりますが、議員が言われているのが例えば仮置場等に置いて敷いた防草シートの内容かと思えます。水が浸透するというものでございまして、今回使用いたしますのが遮光性はあるということで、草の繁茂を抑えるという形で取り入れようということでございます。なお、確かに浸水性につきましてはございません。遮光性があるということをもって草の繁茂を抑えるという形で取り組みたいということでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かります。防草シートよりはすごく強力だと思うのです。下に全く光を通していかないですから、草は絶対生えないと思うのです。ただ、防草シートの場合は、シートの上から水、中に入っていくのですよね。ただ、光を抑えるから草は生えないということなのですが、水を通すか通さないかの違いだと思うのです。それで生態系とかそういう部分に、そんなに大きな範囲じゃないですから問題はないのかなと思うのですが、その辺は大丈夫なのだと思います。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） 今回の施工する部分につきましては、備蓄倉庫ののり面の部分ということで、水が浸透しない代わりに、のり面ですから水が流れ落ちるというようなことで、そのような部分について検討して設置する考えでございます。

○議長（堀本典明君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号 令和6年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

委員会の開催時間と場所について申し上げます。この後、直ちに第1委員会室において総務文教常任委員会、第2委員会室において産業厚生常任委員会を開催していただき、その後議会運営委員会を第1委員会室で、終わりましたら議会広報特別委員会を第1委員会室で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願いいたします。

それでは、11時25分まで休議いたします。

休 議 （午前11時05分）

再 開 （午前11時17分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

○委員会報告

○議長（堀本典明君） 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、総務文教常任委員会の報告を委員長より求めます。

7番、宇佐神幸一君。

〔総務文教常任委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第22号、令和6年6月20日、富岡町議会議長、堀本典明様、総務文教常任委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、6月20日午前11時7分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。（1）総務課に関する件、（2）企画課に関する件、（3）税務課に関する件、（4）住民課に関する件、（5）教育総務課に関する件、（6）生涯学習課に関する件、（7）出納室に関する件、（8）議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員であります。欠席委員、なし、説明の出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業厚生常任委員会の報告を委員長より求めます。

5番、渡辺正道君。

〔産業厚生常任委員会委員長（渡辺正道君）登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（渡辺正道君） 報告第23号、令和6年6月20日、富岡町議会議長、堀本典明様、産業厚生常任委員会委員長、渡辺正道。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、6月20日午前11時7分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1) 都市整備課に関する件、(2) いわき支所に関する件、(3) 郡山支所に関する件、(4) 健康づくり課に関する件、(5) 福祉課に関する件、(6) 農業委員会に関する件、(7) 産業振興課に関する件、(8) 生活環境課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局職員。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、高野匠美君。

〔議会運営委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（高野匠美君） 報告第24号、令和6年6月20日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会運営委員会委員長、高野匠美。

閉会中の継続審査及び調査の申出について。本委員会は、6月20日午前11時8分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査及び調査事件。(1) 会期、議事日程、議案の取扱い、発言等議会の運営に関する件、(2) 議会関係、例規集の制定、改廃に関する件、(3) 議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局職員。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

4 番、佐藤啓憲君。

〔議会広報特別委員会委員長（佐藤啓憲君）登壇〕

○議会広報特別委員会委員長（佐藤啓憲君） 報告第25号、令和6年6月20日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会広報特別委員会委員長、佐藤啓憲。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、6月20日午前11時10分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。議会の広報等及び議会報の編集に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局職員。

3、審査結果。審査未了につき本委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75号の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま議会広報特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9 番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 報告第26号、令和6年6月20日、富岡町議会議長、堀本典明様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、6月20日午前11時12分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局職員。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため、動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま1番、安藤正純君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議の内容について、1番、安藤正純君より説明を求めます。

1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

○閉会の宣告

○議長（堀本典明君） 以上をもって本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって令和6年第3回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午前11時30分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年 月 日

議長 堀 本 典 明

議員 渡 辺 正 道

議員 高 野 匠 美